

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

<b>厚生常任委員会会議録</b>			
<b>日 時</b>	平成14年12月16日(月)	<b>開 議</b>	午後 1時00分
		<b>散 会</b>	午後 5時20分
<b>場 所</b>	第1委員会室		
<b>議 題</b>	付託案件		
<b>出席委員</b>	高階委員長、前田副委員長、中村・斉藤(裕)・中島・佐藤(次)・吹田 ・松田・佐藤(幸)各委員		
<b>説明員</b>	市民・福祉・環境各部長、保健所長、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="padding-left: 40px;">委員長</p> <p style="padding-left: 40px;">署名員</p> <p style="padding-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; padding-right: 40px;">書記</p>			

～ 会議の概要～

**委員長**

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に斉藤裕敬委員、中島委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許可します。

請願第44号の経過報告について。

**(市民)交通安全対策課長**

請願第44号の経過についてご報告申し上げます。

現在継続審査中の請願第44号市道望洋東2号準幹線における一時停止線と標識設置方要請について、その後の経過をご報告申し上げます。

この設置要望について、昨年、北海道公安委員会から、住宅地域内の交差点に一時停止線と標識設置は難しいとの見解が示されたところであり、市や地元望洋台町会では、要望箇所の近くに子どもや高齢者が利用する公園があることを考慮し、交通弱者保護の観点から、この箇所の安全対策として、交差点の警戒標識、ドット線、注意看板の設置などを行ってきたところでございます。

今月に入り、小樽警察署から、北海道公安委員会では、この交差点の道路幅員がほぼ同じで優先道路が不明確なため、要望箇所に一時停止線と標識を年内に設置する旨の連絡がございました。

設置については、先週金曜日に設置済みでございます。

以上、報告申し上げます。

**委員長**

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について。

**(環境)管理課長**

北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等につきまして報告いたします。

平成14年第1回定例会が10月23日に会期1日をもって開催されております。

上程されました議案は「北しりべし廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例案」の1件であり、議決をいただいております。

次に、社団法人全国都市清掃会議が事務局となり、開催しております技術等検討委員会についてであります、第2回委員会が10月10日、東京において開催されております。

この第2回委員会においては、広域連合が提出した5項目から成る基本コンセプト及び基本コンセプトに基づく収集・処理方針について、専門的な観点から意見をいただいております。また、現在のごみ量から供用開始時の焼却ごみ量を1日約200トンと推定しておりますが、焼却ごみ量は、今年度を実施しております「ごみ質調査」の結果を踏まえて、改めて予定量を算定することとなります。

燃焼方式の決定、機種絞込みを行うために用いる概要発注仕様書は、技術等検討委員会で、環境に配慮した施設であることと信頼性の高い施設であることを絶対評価項目とし、中間処理性や再資源化性などを相対評価項目として、点数評価をすることと決定しております。この点数評価を行う際に、広域連合に各評価項目の中で、重要度別の重み付けをつけるように依頼されております。

概要発注仕様書を提示するメーカーについては、焼却炉のプラントメーカー40社ほどのうちから、次の4項目を条件として選定しております。一つ目といたしまして、平成14年4月以前に一般廃棄物の焼却稼働実績があること、二つ目といたしまして、混合灰、いわゆる焼却灰・飛灰の処理実績があり、自社製を設置していること、三つ目といたしまして、北後志の焼却ごみ推定量と同等程度の炉を稼働していること、四つ目といたしまして、発電設

備を有していること、この条件を受けまして7社を選定しており、10月24日に概要発注仕様書を提示し、11月22日に設計図書の提出を受けております。概要発注仕様書は、機種絞込みの資料とするほか、来年春の、国への概算要望に際して処理施設の概算額を算定する資料ともなります。

なお、機種が絞り込まれた後は、最終発注の対象は、対象機種を製造している全メーカーとなります。

次に、第3回委員会は、同じく東京において11月15日に開催されております。この第3回委員会に先立ちまして、広域連合は、11月12日に広域連合会議を開催し、第2回委員会で求められた基本コンセプトに基づく収集・処理方針の一部修正と公害防止条件を確認したほか、評価項目については「環境保全性」と「安全性」を最重点とした重みづけを決定し、技術等検討委員会に提示しております。

この3回目の委員会においては、再提示した基本コンセプトの収集・処理方針について了承されております。公害防止条件については、非常に厳しい計画値ではあるが、現在の焼却技術で達成可能であり、地域環境にじゅうぶん配慮した数値であるとの見解をいただいております。また、広域連合の重みづけを尊重して、「環境保全性」及び「安全性」を最重点とする案が採用されました。また、絶対評価項目のメーカー各社の提案についても審議しているところであります。

今後の日程であります。第4回委員会は、12月17日、東京において開催され、この第4回で評価項目ごとの点数配分を決定します。第5回委員会は1月25日に予定されており、この第5回委員会において機種絞込みを行う予定と聞いております。

以上でございます。

#### **委員長**

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順序といたします。

---

#### **中島委員**

##### **資格証、短期証交付の基本的な考え方について**

それでは、質問をします。

今回の予算特別委員会で、国民健康保険証、とりわけ短期証の交付の問題で質問いたしましたけれども、若干、未消化な部分がありましたので、引き続き質問します。

今日は、皆さんのお手元に、資格証、短期証交付の基本的な考え方、いわゆる小樽市の発行基準というものを出示させていただきましたが、まず、小樽市の基準についてお知らせください。

##### **(市民)和泉主幹**

資格証と短期証の交付ですが、資料の法定改正案というのが、現在、小樽市のやっている短期証でございます。法律の中では、完納の者が本証ということですが、小樽市では75%以上、1年間、現在で言いますと昨年の11月から10月分ですけれども、その間の納付が75%以上の者に本証を郵送しております。50%を超えて75%未満の者に6か月証を交付しています。その間、全く納付のない者に資格証を、50%未満の者に3か月証を交付しております。

#### **中島委員**

この中で特徴的なことは、もちろん本証は郵送している。それから、6か月証も郵送している。資格証明書も郵送している。郵送していないのは3か月証だけです。これは、窓口交付が原則で、本人にこちらに来ていただいて納付相談をして渡す、こういうしくみになっているのですが、実際にこの3か月証を取りに来ない。残った方がいるわけです。先日のお話では、年間を通して127でしたか、それぐらいの方が結果的には残った。こういう方々の状況をどういうふうに把握していらっしゃるのでしょうか。

##### **(市民)和泉主幹**

3か月証の交付ですけれども、その目的は、納付の相談あるいは納付交渉その他あるいは納付できない理由を、把握していききたい、これらを主眼に置いておりますので、これら納付が順調に進んでいない方について、その事情をお聞きするということが主眼にして窓口で交付しております。

それで、現在、平成14年度の分が9月から進んでいるのですが、9月のときに1,032の3か月証の方が来られました。そのうち現在未交付の者が277です。13年度は同時期に288の未交付がありまして、積極的に渡そうというふうにしております。

その中身ですけれども、277のうち、長期不在あるいは行方がわからないというふうになっている者が129ございます。それから、全く要らないというような感じで交渉がうまくいっていないのが45です。それから、過去に、こういう理由で払えないのだというふうに言われた後、我々の働きかけ、あるいは、中で接触できていない者が104ほどありまして、それらが現在も未交付になっております。

以前の理由がわかっていたとしても、現在どうなっているのか、納付ができる状況になっているのか、それらについてぜひ把握したいというふうに考えておりますので、何とか接触に努力していききたい、こういうふうに今進めていっております。

**中島委員**

連絡がとれない129件は不可抗力の部分もありますからしかたがないとしても、要らないと言った方もご自分の意思だと。接触しきれなかった104件というのは、本人の状況を把握できていない、そのまま保険証が渡っていないということですね。

**(市民)和泉主幹**

接触到努力中の案件です。

**中島委員**

もう一度、この資格証明証、短期証の発行基準のところを見ますと、保険料2分の1以下を払っている方は、3か月、この健康保険証を使える資格がある。これは皆さんがお決めになった基準ですよ。しかし、今のお話では、未接触104件の方は、この3か月に当たる保険証を利用する機会が持たれていないということなのです。保険料をもらっておきながら保険証を渡していないということですよ。これをどう考えますか。

**(市民)和泉主幹**

3か月証は、全く払っていないわけではないので、これは保険証が渡っていないということによしとして思っているわけではありません。ぜひ何らかの形で接触したいということで、夜間電話あるいは臨戸訪問をする、あるいは、その際にさまざまなメモを置いてくるなど、可能な限りのことを努力しているということでございます。

**中島委員**

1年間努力してきて、さっきおっしゃったように年度末で結局渡らなかったのがあったではありませんか。同じように努力したって、残る可能性があると思いますよ。この1年間、これをどうするかということをお考えになったのですか。私は、これは予算委員会で言いましたけれども、ほかの市町村では、皆さんがお認めになった納付期間があるわけですから、少なくとも3か月使えるだけの保険証を送っています。例えば、6か月証の場合には、接触努力して最後の2か月になったら全部送るとか、年度の最初に3か月証は全部送って、3か月たって期間が切れたら、そのままの方もいるし、納める方もいる。少なくとも保険証を送らないで手元に置いておくということをしている市町村ばかりではないです。3か月証をもらえるだけの保険料を納めた期間をどう保障するのか。今は、少なくとも104件の方々には全く保険証を使わせていないのですよ。どのように改善される予定ですか。

**(市民)保険年金課長**

私どもの方で、本当に医療を必要としている方ばかりということではないのではないかとこのように押さえておりまして、3か月証につきましても、必ずしも交付しないことを目的としておりませんので、これらの情報の中

で、引き続き本当に医療を緊急に必要とする優先度というものを見極めまして、今後、接触したいというふうを考えています。

それから、参考までなのですが、例えば、医療費の実績が1年間で全くないという世帯は、資格証ですと3分の2の世帯で医療費の実績がありません。それから、3か月証の未交付状態の方では、3分の1が医療費の実績がない。これは、その制度を今年の10月から始めたのですが、それ以前、去年の4月から1年間の状況でそういう状況になっていますので、いわゆる3か月証が未交付になっているから医療の実績がないということでは考えておりません。

それから、医療費の実績と保険料のどちらが高いかという部分なのですが、資格証の9割の方は保険料を払うよりも医療費の方が安くて済む。それから、3か月証の未交付の方についても、4分の3の方が実際には保険料を払うよりも医療費を10割払った方が安いということで、私どもの実態的というか、窓口等で接触している中では、最終的にはやはり入院等をしなければならなくて医療費がたくさんかかる場合については、窓口の方に来て相談して、私どもの方でも交付しているという実態があります。さきほどの104件という中身がすべて医療費が本当に必要かどうかというのは、今後また、引き続き情報等を精査しながら接触に努める、優先的に努めていきたいというふうを考えております。

#### **中島委員**

課長は大変重大な発言をしたと私は思います。私が今言っているのは、保険料を納めたことに対して資格証、短期証を出す基準があるのですよ。これは小樽市が決めた基準なのです。それは、医療が必要かどうかという問題ではないですね。保険料をこれだけ納めたら保険証を3か月分使っていただきますと決めたのです。そのことを言っているのです。病院にかからないから保険証は要らないとか、そういう問題ではないのです。それはそれでまた別に問題ですが、これは、決めたとおり、きちんと基準どおり支給してください。少なくとも、額は少なくとも、国保料を納めているではないですか。ゼロではないのですよ。その分の使える保険証をきちんと支給しなければならないのは、これは務めです。どんな形をとってでも、きちんと基準に基づいた保険証の交付をしてください。

市民部長、いかがですか。

#### **市民部長**

資格証、短期証の関係でございますけれども、まず、国保の運営の置かれている状況というのがございまして、ここ数年のこういった景気の低迷等がありまして、世帯で800、それから、被保険者の数で1,000人以上の方が前年同期で増えているという状況です。その中で、高齢者が多い、そしてまた低所得者が多い、こういった国保の事業そのものの構造的なもの一つありまして、そういった今の景気の低迷の中で、収納率、こういった部分が、先月末の状況ですが、昨年同期から見まして、たしか0.数ポイント落ちていると。私ども職員は一生懸命頑張っていただいておりますけれども、昨年よりも厳しい状況にある、こういった中にあります。

諸般のこういった事業の背景がございまして、確かにこの本論になると思いますが、ご質問の筋になると思っておりますけれども、収納率という面で、13年度からこの事業を進めさせていただいておる中で、何とか全体の収納率を確保したい、あるいは、今言った制度として置かれている国保の状況を何とかご理解いただいて、自己負担を差し引いた、いわゆる国保の医療費、これを、国費と保険料という中でこの事業を賄っていくのだという一つの原理、原則論がございまして、その中で基本として進めていかなければならないというふうに思っています。

そういった中で、短期証、資格証の問題についても、私どもは、今、世の中の背景が非常に厳しいので、ただ機械的に窓口に来いと、そういう意味ではなくて、いろいろと特別なそれぞれ世帯のご事情があると思っておりますので、きめ細かに、一世帯一世帯ずついろいろしよっているものもあるわけがございますので、そういった事情の中で、この制度の趣旨を、厳しい現況を説明させていただいて、ご理解をいただいて、保険料の収納率を確保してい

く、こういった一つの基本がございます。

今、中島委員が言われた部分についても、一様ではないということはじゅうぶん承知しておりますし、全く納めていない方もありますし、本当に医療を必要として保険料を納められないという方もありますので、一つ一つのそういったケースがあるかと思いますので、そういった面で、これまで以上に、そういったきめの細かい行政の市民対応をしてまいりたい、このように思っております。

**中島委員**

そういう総体のお話ではなくて、保険料を払った分に見合う保険証を交付してほしいというお話ですから、非常に明快なお話なのです。ですから、これはもうやっていただかなければならない中身ですが、やるのですか、やらないのですか、はっきりお答えください。

**市民部長**

その部分は、今、国保はいろいろな難しい問題がございますので、そういった全体の中でこの問題についても総合的に判断をしていかなければならない。この事業の目的は、事業の制度を理解してもらって、収納率の向上、いわゆる収納率対策の一環ということで、私どもは考えてスタートしておりますので、今、課長あるいは主幹が答弁をさせていただいたとおり、さらにまた、そういった面での企業努力をしていきたいということで、この趣旨になった形で進めていきたい、このように思っております。

**中島委員**

明快なお答えにならないようですから、また、別の機会に改めて質問を続けます。

**障害者の支援費制度について**

次の項目に行きます。

障害者の支援費制度の問題について質問いたします。

今回は、陳情という形で、障害者支援費制度についての周知徹底、充実を図るいろいろな項目を掲げて出されております。この方々のご意向にこたえる立場も含めて、若干、質問いたします。

サービス基盤の問題が最初です。

選べるサービスになる、自分で契約をできるようになるのだ、このようにおっしゃって、施設から地域へ、厚生労働省はこのように言って、進める方針です。

社会福祉法人の共同作業所全国連絡会というところが、全国 3,246自治体を対象にしてアンケート調査を実施しております。約 3,300の全国自治体ですから、ほぼ全体を網羅していると言っていいのではないかと思います。その中で、施設、事業所が全く1か所もないところ、いわゆる障害者支援費制度ができて、利用できる施設や事業所が1か所もないということが14.6%あったのだそうです。通所型の施設が全くないところが76.3%、知的障害者のグループホームがないところは78.5%、全然設備がなくてこの制度が発券するというお話なのです。制度の対象となるのは21種類のサービスですけれども、全部そろっているところは全国一つもありません。在宅3本柱と言われているホームヘルプのないところが2割、ショートステイのないところが60.9%、デイサービスなしが86.6%、ない方が多いのですよ。

小樽市はどうでしょうか。21種類のサービス中、何種類のサービスを提供できる状況でしょうか。

**(福祉) 社会福祉課長**

支援費の21種類のうちの何種類を小樽でできるかというご質問だと思うのですが、施設サービスは、ご存じのとおり、入所、通所がございます。もろもろの在宅サービスと施設サービスを合わせまして、小樽市内の事業所で賄われるサービスというのは、予想も若干含めておりますけれども、21種類のうちの14種類かというふうに思っております。

**中島委員**

在宅3本柱と言われているヘルパー、ショートステイ、デイサービスですね。これの障害者の方々の利用実態、そして、今どれぐらいの余裕というか、空きといいますか、これから利用したいという方々にこたえられるスペースがあるのか、これをお答えください。

**(福祉) 社会福祉課長**

こたえられる事業所数なりスペースということでございますけれども、15年度から支援費になります障害者福祉サービスについて、13年度決算がございますので、その状況でお話ししますと、身体障害者のホームヘルプでは三十五、六人ほど利用なさっております。それから、ショートステイでは2人、デイサービスでは6名ほどということになります。それから、知的障害者の方では、ホームヘルプはやっておりませんで、ショートステイが9名ほど、それから、デイサービスは100名ほど使っておられます。

それで、空きスペースといいますか、そういうご質問ですけれども、今の障害者福祉制度は措置制度で、支援費制度ではございませんので、支援費制度の下の指定事業所ではなく、例えば介護保険施設の空きを使わせていただいているとか、そういう状況ですので、空きが何ぼあるということにはお答えできません。けれども、利用者それぞれご本人のご希望を聞きながら、施設に照会、打診しまして、今のところは、希望のサービスを使えないというようなことは、在宅に限っては数もそれほど多くないものですから、それほど需要と供給のバランスが悪いというか、そういうことではないというふうに考えております。

ただ、施設につきましては、基本的には、今年度も市内の施設は満杯でございますので、施設入所ということになると、難しいといいますか、空きはないという状況になるかと思えます。

**中島委員**

利用されている方の数も少ないですから、空きがないといっても何とかやりくりしてきたというお話ですが、施設入所は満杯ということですね。例えば、先日、長橋で、18歳未満の知的障害を抱えるお母さんから、子どもが入る施設がないだろうかという相談を受けました。こういうふうに相談されたこの方が入れるような施設というのは、小樽市にあるのか。今入れないとしたら、どこで入れるのか。札幌市や後志では何か所あって、入れる状況が、こういうあたりについてはいかがですか。

**(福祉) 社会福祉課長**

18歳未満のお子さんの障害児の場合ですけれども、支援費制度に移行する事業でありませんので、15年度以降も措置制度の下の福祉サービスということになりますが、そういった施設は現在、小樽市にはございません。調べましたら、札幌、後志で6か所、入所施設というか、障害児の入所施設がございます。そのうち、満杯の施設もございまして、例えば黒松内に施設がございまして、その数字を見てみたら満杯です。ただ、札幌の施設を見ましたら、20人ほど空いているということで、満杯になっている事業所、施設と、そうっていない事業所もあります。そのような状況になっております。

**中島委員**

長橋の自分の目の届く範囲で子どもが入れるところはないかというご相談でしたけれども、今のお話では、札幌の20人空きのところに頼らざるをえないという状況です。障害児を抱えているご家庭にしてみたら、黒松内がいいといっても、なかなか厳しいものがあるのではないかと思います。

今言ったとおり、在宅、施設ともに、障害者の方々へのサービス施設というものを増やす予定は特にないのでしょうか。

**(福祉) 社会福祉課長**

施設を増やす予定というのは、基本的には、市町村がつくるというよりも、今は民間のいわゆるそういう動きに期待するというのが実情だと思います。現在のところ、増やすというお話は近隣では聞いておりません。

**中島委員**

関連して聞きますけれども、障害者センターというものがありますね。あれは、小樽市が委託業務として社協にお願いしていますね。このやり方は今後どうする予定ですか。

**(福祉) 社会福祉課長**

済みません、社協に委託した在宅サービスのことでか。

福祉サービス、支援費の関係では、ホームヘルプサービスを社協に委託しております。聞くところによりますと、今度、15年度には支援費になりますので、いわゆる介護保険事業所、ホームヘルプとしての事業所として、「たんぼぼ」さんで申請したと。いわゆる身体障害者、知的障害者、それから障害児のホームヘルプサービス事業所として申請しましたということで聞いておりますけれども、まだ申請が正式にOKといえますか、そういうことではなくて、申請の事務が始まったということで考えております。

また、全体のお話ですけれども、北海道のホームページを見ますと、全体の在宅サービスの申請状況は、たしか6か所ぐらいしかまだ申請していないのです。各事業所でいろいろ検討していると思いますけれども、小樽市の事業所としても、聞く範囲では、年明けに申請をするだろうというような事業所も聞いておりますので、小樽市的には、現在はないですが、近づきますと、事業がスタートするまでには、それなりの事業所がそろうのかというふうにも考えております。

**中島委員**

現在の身障センターの方はどうなりますか。

**(福祉) 社会福祉課長**

身障センターでは、デイサービスの1型と言いまして、例えば、生け花教室だとか、カメラ教室だとか、訓練事業とか、いろいろやっております。現在、小樽市と身体障害者福祉協会とが協議中ございまして、近々に、どちらかといいますか、今話している方向としては、身体障害者福祉協会が道の指定を受けて指定事業所となり、15年度からは事業展開すると、そういった基本的な方向で考えております。まだ、どういう問題があるのかということでは決定はしておりませんが、多分、協会の方で実施することになるかと思っております。

**中島委員**

身障センターの土地や建物というのは、小樽市のものでしょうか。

**(福祉) 社会福祉課長**

身体障害者協会にといいますか、身体障害者デイサービスセンターのあるあの建物は、小樽市の建物になっております。

**中島委員**

土地は。

**(福祉) 社会福祉課長**

土地も市所有だと思います。

**中島委員**

それならば、小樽のやすらぎ荘のように譲渡する、そういうことになる予定なのですか。

**(福祉) 社会福祉課長**

身障デイサービス事業の実施主体が身障協会になるというお話でございまして、その不動産なりの財産状況がどうということではなくて、実際に今、デイサービス事業を福祉協会がやっているわけですから、変わったことをやるわけではありません。15年度からは事業主体ということになるだけでありまして、土地の所有とか、そういう関係は特に問題ないかと思っております。

**中島委員**

**障害認定の問題について**

次に、障害認定の問題ですけれども、3定の予算特別委員会の社会福祉課長の答弁では、障害区分の判定については、マニュアルに沿って実施して、判断できないときは専門家の意見を聞く、こういうお話でした。この専門家の意見を聞くシステムとか、あるいは制度といいますが、どういうしくみを検討しているのでしょうか。

**（福祉）社会福祉課長**

障害程度の認定については、委員もよくご存じのとおり、施設及び在宅いずれも障害区分というものを設定するわけです。基本的にはといたしますが、支援費制度の中では、市の担当課といたしますが、市が責任を持って利用者の方の障害区分を決定するということになっております。

その決定する経過といたしますが、勘案事項整理票というものもありますし、いろいろな項目にわたりまして聞取り票が国で用意されておりまして、その聞取り票等によって、職員がご本人なり家族の方にふだんの状況を細かく聞いて印をつけていきまして、そして、最終的に何点というふうにしまして、何点以上は障害度がAだとかBだとかという形になります。

基本的には、担当職員や福祉士もおりますし、専門の職員ですので、そういった区分はできるかと思えます。ただ、初めての仕事なものですから不安も若干あるということで、まだ確定しておりませんが、他市でも検討しているようですけれども、職員だけではなくて、第三者的な方も入れて、障害程度区分が迷うような、そういったケースがありましたらというか、当然、総合相談所にも相談するのですけれども、自前のそういった機関をつくって間違いなく区分を決定しよう。そういうことで考えておりますけれども、具体的にいつどのような組織でということまではまだ決めておりません。

**中島委員**

ぜひ専門家の皆さんの参加の下で判定をする機関として位置づけていただきたい、こういうふうに思います。

**利用者負担金の問題について**

利用者負担金の問題ですけれども、予算特別委員会のときの質問では、ただ、当時は支援費単価が出ていませんでしたから、現行と変わらないと。現行より、これ以上負担が多くなることはないというお答えでしたけれども、支援費単価が出てまいりまして、実際に負担増になるものはありませんか。

**（福祉）社会福祉課長**

福祉新聞なんかにも大きく取り上げられておりますが、知的障害者の施設入所の方の場合は、現在、例えば障害基礎年金の約100万円をもらっている方、そういった方々が施設に支払う利用者負担金というのは3万4,000円程度ですけれども、新しい支援費制度の下では5万1,800円ということで、約1万7,000円ほど利用者負担金が増額します。それから、同じく、障害者基礎年金の2級の年金をもらっている方というのは、入所していましたら、現行では1万9,000円ほどの利用料金になるのですけれども、それが4万1,800円と、倍以上になるということで、そういう方が小樽市にも二百数十名いらっしゃいます。

国の制度でございますけれども、単純には、そのように増額というか、大きな増額幅になるのですが、これについては、私どもとしてはまだ最終的に確定しているというふうには考えておりません。また、例えば、現在の3万4,000円は、このほかに利用者は、日常生活に必要な経費について施設に別途お支払いしております。支援費の下で支払います5万円の中には、日常生活費といたしますが、必要経費も含まれて算出されておりますので、丸々この金額を、まともにといたしますが、比較して増えたという見方ではないかなというふうに思います。

しかし、国が当初に言っていました全く変わりませんということでは、まだ案ですけれども、増えたという認識は持っております。

**中島委員**

11月15日に障害者施設の労働組合と障害者団体の皆さんの共催で、支援費シンポジウムを小樽市内で行っています。このとき、長川課長もパネラーとして参加されておりましたのでよく聞いていらっしゃったと思いますが、施設

の皆さんの心配は、従来の措置費より、支援費としての収入が減少すると、かなり深刻な話が出されました。同時に、職員配置規定が大幅に緩和されて、人件費で調整せざるをえないしくみになり、サービスの質が心配だと問題になっていました。

実際に各施設への影響額というのは、承知していますか。

**(福祉) 社会福祉課長**

小樽市内でいろいろ施設がございまして、正式に聞き取りをしたわけではありませんけれども、いろいろな会合の場所とかシンポジウムで関係者の方とお会いすることがありまして、そういった雑談の中でお話を聞いておりますと、小樽市内の事業所の中では、数千万というか、いわゆる措置費から支援費に変わるということで、いわゆる施設としての収入が減るといのが多いように聞いております。

これは、そういうレベルの話でありまして、例えば、委員もよくご存じのとおり、今度の支援費というのは、施設の規模、それから、利用しているご本人の障害程度によって単価が全然変わってくるものですから、現時点では、その単価といえますか、その利用者ごとの障害区分というのがまだ確定しておりませんので、事業所としては、ある一定の推計の中でやっている試算です。ですから、まだはっきりしたことはわからないという状況ですが、今時点では収入が減るといのが一般的に多いということはあるかと思えます。

**中島委員**

当初は現行どおりでやる、そういうお話だった中身が、実際に計算してみると施設は大幅な収入減になる。知的障害者で施設に入っている方は、一定の負担が多くなるようだ。国が予想していた事態と現実が違う状況が出てきそうだというお話ですね。

そうなれば、やはりこれは、市町村の現場で実態をきちっと把握して、国はそう言っていますけれども、実態は違いますと、こういう中身を意見として上げて、訂正するものは訂正していただく、あるいは、これをやるならやるで対策を考える、4月から実施するためにこういうことが必要だと思うのですよ。そういう意味で、市内施設の実態の把握と利用者負担の問題での影響について、市としてもぜひ調査をして意見をまとめるということをしてはいかがかと思うのですけれども、どうでしょうか。

**(福祉) 社会福祉課長**

実態を調査せよということですが、さきほども申し上げましたように、雑談といえますか、そういった中では、そういったお話について収入が減るといことで聞いておりますが、さきほど申し上げましたように確定しておりません。障害者区分なり、施設の規模で大きく支援費単価が変わるものですから、そういった意味では、まだ想像の部分だという理解をしております。

ですから、今、このときに、国に対して、例えば道に対して述べるとか、そういった状況にないと思います。まずは、事業者との話し合いといえますか、現状を聞いてみたりしながら、実際の状況はどういう状況なのだというところを把握することが先決だと思いますので、そういう情報を収集したいというふうに思っております。

**中島委員**

それでは、障害者区分が確定して、それぞれ支援費に基づいた計算ができる段階になったら、小樽市内の影響実態を把握するということで努力していただけますね。

**(福祉) 社会福祉課長**

ある程度といえますか、障害区分がはっきりして、その前提となる環境が整いましたら、各事業所に、比較してどうであろうということは把握したいとは思っています。

**中島委員**

お願いいたします。

**老人医療制度の問題について**

次に、老人医療制度の問題に移ります。

70歳以上の高齢者の医療費定率制の導入で、上限額以上の払戻しが決まっていますが、前回、払戻しの方法について、周知徹底、制度の簡素化について検討していくという方向を示されたと思います。この取組状況はいかがでしょう。

**(福祉) 高齢社会対策室管理課長**

まず、高額医療費等を含めて、制度の周知徹底でございますけれども、これにつきましては、市の広報、9月と12月ですか、それから、町内会への回覧板、医療機関へのポスター等々を活用しながら、周知に努めてきたところであります。また、制度の簡素化につきましては、現在、課題整理あるいは高額医療費の該当者数、これがちょっとまだ見えていない部分もございますので、その辺を把握し、その辺を見極めながら総合的に検討を進めているところであります。

**中島委員**

町内会にはどんな形で出しましたか。私は見たような記憶がないのですけれども、町内会の回覧板で何か出したのでしょうか。

**(福祉) 高齢社会対策室管理課長**

たしか医療機関からいただいた一覧表、あの形と同じ内容でございます。

**中島委員**

具体的なお話をしますけれども、先日、86歳の女性の方が、ずっと元気だったものですから余り病院にかかったことがなかったそうですけれども、初めてぐあいが悪くて入院して、2週間で帰ってきたそうです。支払いは5万ちょっとかかったと言っていました。この方は、これから先もこんなにお金がかかたら困るのだけれども、何か方法はないでしょうかということ相談に見えたのです。

よく聞きますと、国民年金、老齢基礎年金というものを受給中でした。この方の医療費は、今度の制度でいくと、自己負担限度額というのは入院で幾らになるのですか。

**(福祉) 高齢社会対策室管理課長**

いわゆる市民税非課税世帯、なおかつ一定の所得が基準以下である方につきましては、低所得者の区分1ということになりまして、入院につきましては、自己負担額の上限が1万5,000円となります。

**中島委員**

1万5,000円ですね。しかし、この方は5万円を払ったのです。こういう払いすぎに対しては、どういうふうに対応して、お金を返してくれることになるのですか。

**(福祉) 高齢社会対策室管理課長**

この方の場合につきましては、事後手続ということになりますけれども、手続をいただきますと、過払い部分、超えた部分につきましては、手続により償還できます。

**中島委員**

この制度が始まる時に、低所得者の方々は、市役所に行って減額認定証をもらったら、あなたは1万5,000円でいいですとか、外来は8,000円でいいですとか、こういうものをもらう手続をすることになっていたのです。

けれども、ほとんどわかっていないのですね。減額認定証なんていうものが存在していることも知らない。入院しても自分が幾ら払えばいいかわからない。こういうことが起きているのです。

そして、例えば、今おっしゃったように、払いすぎたということがわかれば、いつぐらいまでなら返してくれるのですか。減額認定証は随時受け付けするのですか。この点はどうでしょうか。

**(福祉) 高齢社会対策室管理課長**

この手続に関しましては、随時受け付けいたしておりますので、手続いただいた時点で、当然その区分に該当し

ますので、低所得区分1ということで認定になれば、当然、その基準でさかのぼって過払い部分について精算させていただきますことになります。

**中島委員**

実際には、払いすぎお知らせ通知をやるべきだと私は思うのですけれども、この減額認定証の受付というものはどのくらい来たものなのか。そして、10月の医療費はもう終わりましたから、実際にレセプトを見たら、基準より払いすぎているかどうかというのはわかるかと思うのですけれども、そういうことを検討する予定になっているのでしょうか。

**(福祉)高齢社会対策室管理課長**

今のところ、まず、検討につきましては、今月末ぐらいに国保連から高額医療費の関係等々の通知、データが来ますので、それに基づいてどの程度の対象者になるかということを見極めながら、その辺をちょっと検討していきたいと思っております。

**中島委員**

払いすぎ通知は出しますか。

**(福祉)高齢社会対策室管理課長**

この辺につきましても、ちょっと申しわけないのですが、どの程度の対象者になるか数字が見えてきておりませんので、その辺が見えてきた時点で検討してまいりたいと思っております。

**中島委員**

周知徹底の問題なのですけれども、小樽病院でも患者さんに渡しているというものを見せていただきましたが、まことにわかりにくい、字のいっぱい書いてあるもので、もらってもわかるかなと思う内容でした。

それで、今お話ししたケースの方は、私が直接医療機関にも電話してみました。「どういうご説明をされていましたか」と言うと、「患者さんには必ず窓口で払うようにと言っているのですけれども、特に文書は渡していません。そういうことがあったのなら、検討します」というふうにおっしゃっていました。これは、私はどうも医療機関の責任ではないと思うのですけれども、わからない、周知徹底されないことの反映でこういう状況が起きてくるわけですから、何らかの対策が必要だと思うのです。

それで、市内の医療機関で、これはある病院ですけれども、10月1日から医療費負担が変わります、健康保険法改正のためとあって、ご注意ください、その月、受診した病院や何かについてはこれだけ合算できますと。例えば、A病院で幾ら、B病院で幾ら、合計幾らだったら、あなたはこういうふうに引きますとか、気をつけましょう、市民税非課税の方、入院した場合はどうなると、全部詳しく書いて、一人ずつ患者さんに渡して待合所で説明しているというのです。数が少ないからできるのだろうとおっしゃる方がいるかもしれませんが、これくらい頑張って患者さんの負担のことを気にかけている病院があるのです。小樽市としてできることはないでしょうか。せめて、だれが読んでもよくわかる、こういう中身を参考につくって、各医療機関に配って、患者さんに手渡していただけないでしょうかと、こういうことぐらいできると思うのですけれども、そういうことも検討する課題ではないでしょうか、いかがですか。

**(福祉)高齢社会対策室管理課長**

窓口におきましても、委員がおっしゃった当初お配りしていたものより、もうちょっと平易のものをつくっておるのですけれども、その辺は、委員がおっしゃったようなことを踏まえまして、できるだけ高齢者にわかりやすい内容のものをつくるように心がけていきたいと思っております。

**中島委員**

資料請求しましたが、日本医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会の四つの団体が、医療費3割負担、高齢者の自己負担軽減、医療への株式会社参入阻止、混合診療の導入反対で、実施凍結を求める共同声明というものを

しております。一般新聞ではほとんど報道されておりません。こういう中身で、今、国民運動としてやろうという提案なのです。

今、私が具体的に出した例のような実態が起きているわけですから、国民の皆さんの払いすぎ、そういう問題も含めた解消法が必要なわけですから、ぜひとも、小樽市として、自治体として何ができるのかと。この点についてはいかがでしょうか。

**(福祉) 高齢社会対策室管理課長**

今お話もありましたように、まず、払いすぎという部分につきましては、今後とも周知に努めてまいりたいと思っております。

それから、医療費等の3割負担を含めたもろもろの凍結の共同声明でございますけれども、今回の医療制度、この改革自体が、医療制度を取り巻く環境が非常に変化している、そういった中で、医療制度を将来ともに持続する、そういった制度にしていくためには、やはり高齢者等の負担等の今回の制度についてはやむをえないのではないかと考えております。

**中島委員**

**介護保険について**

次に、介護保険について移ります。

ちょっと時間が押してきましたので、短くします。

率直に言って、来年度からの介護保険料は、全国平均11%の値上げに対して小樽市は4割近い値上げになる予定です。第2回定例会で、今年ですが、介護保険料の引上げに反対する意見書を全会一致で採択しております。この議会意思を尊重して、引き上げない方向はありますか。

**(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長**

介護保険料は、訪問介護などの居宅サービスあるいは特養を利用している場合の施設サービス、このような介護給付費の見込みを65歳以上の人口で割り返して算出され、3年に1回、見直すしくみになってございます。

そういうわけで、保険給付費の財源、この50%は公費というような形で、国が25%、道が12.5%、保険者である小樽市が12.5%、このような負担をして、残りの50%、ここのうち、65歳以上の高齢者、第1号被保険者になるわけですが、この方たちが来年度から18%を負担すると。このような形になってございますので、制度上というのですか、そのような中では、介護サービスの利用が増えて保険給付費が増えてくると、自動的と言ったらちょっとあれですが、保険料が上がるしくみになっている、制度的にはそのような形になってございます。

**中島委員**

それでは、サービスを利用する人が増えれば保険料は上げなければならない、引き上げしない方法はないということですか。

**(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長**

やはり、今も言いましたように、介護保険給付費が上がりますと、65歳以上の人口で割り返して、保険料の部分につきましては、かかる分を負担していただくというような形になりますので、そういうふうな形の中で、引下げというのは難しいというか、方法はないのかなと、そのような形で考えております。

**中島委員**

介護保険制度が始まる前は、国の負担は50%でしたからね。それが25%に後退しているということが大きな問題なのです。自治体で、ない財政の中だけではなくて、国全体の枠の方向の見直しをしない限り、簡単には変わらない中身だと私たちは思っています。

小樽市の介護保険に関する低所得者減免制度について、ちょっとお知らせいただきたいのですけれども、介護保険料の減免と利用料の減免についてお知らせください。

### （福祉）高齢社会対策室介護保険課長

まず、介護保険料の減免でございますが、これにつきましては、第1段階、第2段階の方の減免を平成13年10月に実施してございます。減免額につきましては、第1段階の方については保険料の2分の1、第2段階の人については、第2段階と第1段階の差額を減額する形になりますので、第1段階と同じ額、そのような形で、13年度、14年度の2か年にわたってとりあえず減免制度をつくってございます。

利用料の減免につきましては、制度的には四つほどございまして、一つは、法施行時にヘルパーの利用をなさっていた方、そのような方が10%に急激に上がるというような、激変緩和というのですか、経過措置というような形の中で、12年、13年、14年、この部分につきましては、従来10%だった部分を3%に、そして、15年、16年につきましては6%、それで、17年以降は再度検討するというような形の制度です。法施行時のヘルパー利用の減免という言い方をしておりますが、それがまず一つでございます。小樽市の場合は、これが12年4月1日から適用されております。

それから、障害者ヘルパーの減免も、同じように12年4月1日から、障害者のヘルプサービスを利用なさっている方が利用するというような形の部分で、制度としてございます。

そのほかに、13年1月1日から、社会福祉法人を利用なさっている方につきましては、訪問介護、通所、そして、デイと特養の施設サービス、この4種類のサービスに限られた中で、その方につきましても、従来は10%が本人の負担する部分ですけども、社会福祉法人の一部負担がございまして、必ずしも半分半分というような形ではないですが、おおむね5%というような助成制度がございまして。

もう一点は、小樽市の独自減免という形の中で、昨年の6月から、今も言いました社会福祉法人のヘルパーを低所得の方が利用しますと10%の部分がおおむね5%になるということから、社会福祉法人以外の民間の事業所を使った低所得者の方に対して減免をしております。これは、償還払いとなりますが、その部分の5%という制度です。

利用料については以上の四つの制度がございまして。

#### 中島委員

保険料が4割方上がるということですから、こういう中でサービスを利用する方がきちっと利用できるかどうか重要と思うのです。

とりわけ、低所得者ということで介護保険料第1段階、第2段階の方々は、第1段階は生活保護世帯と老齢基礎年金の方が対象なのです。こういう方々が介護保険のサービスをじゅうぶん利用できているかどうかということになりますと、私は、今回調べてみましたけれども、昨年2月のレセプト調べで、小樽市のサービス利用負担平均額は5,684円だったのですが、この第1段階の方の直近の利用状況は3,834円ですから、小樽全体の平均の67%、半分にちょっと毛が生えたような状況です。小樽市そのものが全国平均より10%低い中での値ですから、やはり、所得の少ない方々は、じゅうぶんサービスを受けられていないのではないか。そのことが一番問題になると思います。

保険料を上げるのはしかたがないと言うのなら、せめてお金がないことでサービスが受けられないということもなくさなければだめだと思うのですが、減免制度の拡大、拡充、充実についての検討はいかがでしょうか。

#### 福祉部長

今のお話は、介護保険料、それから、一部利用料にもかかわってのお話だと思います。

私どもは、現在検討中ではございますけれども、具体的に何ができるのか、どういう方法があるのか、これらは予算編成の時点までに検討してみたいなというふうに思っております。

#### 中島委員

ぜひお願いします。先日も介護保険をよくする会の対市交渉の中で、月4,000円の年金から3,700円の保険料を

払っている、あと 300円しか残らない、これが適正な保険料か。こういうご意見がありましたし、障害年金が月 8 万円足らずで、夫婦 2 人で暮らしている、そこからたくさん払えないという声が出ていましたので、ぜひとも減免制度についての検討をお願いしたいと思います。

#### **乳幼児医療費の問題について**

最後に、乳幼児医療費の問題で、今回の新谷議員の一般質問に答えて、市長の方は、北海道の拡大方針があればというようなことをおっしゃってありました。北海道がはっきりと 1 歳拡大すると、そういうことを言っているのかどうかということについて、まず確認したいと思うのです。この間の道議会のやりとりで、乳幼児医療費の今後の拡大方針にかかわる答弁について、どんなふうに言っているか、再度、調べてお答えくださいとっておいたのですが、いかがですか。

#### **(福祉) 高齢社会対策室管理課長**

道の方では、通院対象年齢の拡大につきましては、道といたしましては、市長会あるいは町村会などで構成する医療給付事業に係る検討会議、これを設置して、乳幼児医療あるいは重度心身障害者医療など、医療給付制度全体の在り方について幅広い視点から現在検討中だと。その結果を踏まえた上で、市町村や医師会など関係機関とじゅうぶん協議を重ねて検討してまいりたいというような考え方で行くということでお聞きしております。

#### **中島委員**

前の方を省いたのですけれども、前の方にこう書いてあるのです。少子化が一段と進んでいる中で、通院対象年齢の拡大は重要な課題であると認識しておりますことから、ここから続くのです。ですから、これはやる方向も含めた答弁だというふうに私たちは思っていますし、これが実現したときには、小樽市の 1 歳拡大も現実的なものになると考えているのですが、これについてはそのように考えてよろしいのでしょうか。

#### **福祉部長**

道ではそういうやりとりがあったようでございますけれども、本会議で市長からご答弁申し上げておりますが、私どもの対応としては、今、今年の10月から 2 歳上乘せの形で進んでいるところでございますので、現在のところこれ以上の拡大は難しいのではないかと、このように考えているところでございます。

#### **中島委員**

それは、たとえ道が拡大しても難しいというふうなお答えでしょうか。

#### **福祉部長**

今のところ、そういう考え方でございます。

#### **中島委員**

それは、市長答弁とちょっと食い違うのではないのでしょうか。市長はそういうご回答ではなかったように私は思うのです。ここで言ってもしょうがありませんから、再度、市長答弁をすり合わせて明らかにしていただきたいなと思います。市長の答弁では道の動向を聞いてからというようなことをおっしゃってましたので、期待してお答えを待ちたいと思います。

この問題に関しては、ワンストップサービスの問題があります。前回のときにも問題にしましたが、銭函サービスセンターで業務拡大をします。この中に乳幼児医療費の還付手続、これが入らないということで、ぜひやってほしいという長年の要望があったのですけれども、これが遅れたことについて説明があって、4 月から検討していきたいというお話しでした。その後の調整ができて、4 月、あるいは一日でも早くということですから、例えば 1 月からでもやるとか、こころ辺の問題については、進行程度はどうでしょうか。

#### **(福祉) 高齢社会対策室管理課長**

現在のところ、一応、市民部と福祉部と調整しながら導入に向けて準備を進めているところであります。

#### **中島委員**

進めているのはわかっているのですけれども、どの程度、どこまで来たかということを知っているのです。

**(福祉) 高齢社会対策室管理課長**

一応、市民周知とか、あとは受入れ側の市民部等との受入れ体制の問題、あるいは、それに向けての簡単な研修等もございまして、日程等々を含めまして、今、いつということはちょっと申し上げられませんが、できるだけ早い時期に始めていきたいということで、市民部と調整中であります。

**中島委員**

それは、この間、4月というお話が数字的に出ていたのですけれども、4月より早くするための方策だということなのでしょうか。それとも、最低でも4月から出発するために調整をしているということなのでしょうか。

**(福祉) 高齢社会対策室管理課長**

現状としては4月、最悪でも4月スタートという方向性で市民部と調整しております。

**中島委員**

終わります。

**委員長**

それでは、共産党の質疑を終えて、自民党に移します。

---

**前田委員**

**望洋台地区の交通安全標識設置について**

まず初めに、請願第44号です。

そういうことで、住宅地域内の交差点、これは一時停止の標識の設置のことですが、これに関連してちょっと質問をいたします。

年内に設置うんぬんということでしたが、もう設置済みということでした。これはいろいろと議論もされてきたし、私も現場を見てきました。必要があるという方も当然いたわけですが、必要ないという方もいて、いろいろ意見が分かれていたところで、どうしたかなと思っていたやさきに、ただいま設置済みという報告をされたわけです。

この設置の必要性というのか、その落としどころが同一の道幅のためということだったのです。それで、これに類する交差点は市内に何か所ありますか。同一の道幅ですが、いかがですか。

**(市民) 交通安全対策課長**

この場所は、警察に言わせると、9.6掛ける9.4と、ほぼ同じという今回の説明でございました。今、委員からのご質問でございますけれども、同一の交差点が何か所あるかということにつきましては、ちょっと調査をしたことはございません。申しわけございません。

**前田委員**

数百、数千となるのですか。

**(市民) 交通安全対策課長**

小樽市内の交差点は至るところでございますので、ちょっと100なのか1,000なのか、そこのけた数字もちょっとわかりません。申しわけございません。

**前田委員**

私も数えたことがないのでよくわかりません。

しかし、望洋台地区1丁目、2丁目、3丁目だけを見ると、数えてはいませんが、点検もしていませんけれども、設計者がだいたい同じ設計者で、道幅も恐らく全部同じ道路でつくってあるのではないかという気がします。

そういうことで、道幅が同じためということになると、望洋台地区に何十か所あるのか知らないけれども、全部

付けなければならないのではないかと思います。この辺の考え方はいかがですか。

**(市民)交通安全対策課長**

望洋台につきましては、宅地造成の段階から、基本的に十字の交差点はつくらない、T字路ばかりでございます。たまたま今回のこの部分は、過去に、300坪ぐらい、商業地域にするためだったのかどうかはわかりませんが、宅地分譲ではなくて、将来的に使う用途があった土地がございます。そこがなかなか売れないので、そこに道路をつくって宅地に分譲したと。当然、望洋台では初めてそこに十字路の交差点ができたというふうに三菱地所の方で確認させていただいております。

**前田委員**

付いていることは、いいことですから、賛成なのです。私は反対しません。

それで、今回はいろいろ時間がかかっていますが、公安委員会と交通安全対策課の考え方というのか、意見というのか、この辺の誤差、差異は、ぴったり合致したのか、この辺をちょっとお聞かせください。

**(市民)交通安全対策課長**

経過報告させていただきましたとおり、当時は、公安委員会の方ではだめだ、難しいという回答でございました。当然、公安委員会にプッシュして以降、一回そういう回答が出ますとひっくり返るといのはなかなかないということが過去の例からもわかっておりましたので、報告させていただいたとおりの安全策を講じたわけです。

今回は、公安委員会からOKが出る前ですが、昨年3定のときの請願ですので、もう約1年たってございます。それで、今、公安委員会の方でそういう形で付くということを書いてきたことに対しては、地域住民にとってはそういう安全施設ができたわけですから、いいことだというふうには考えてはおりますけれども、昨年の3定、4定でも、中島委員の方からのご質問だったと思っておりますが、市の方で安全施設をいろいろと設置してもらったのに、なかなかドライバーが守らないということで、何とか本来の請願どおりの形にしてほしいのだというお話もございました。そこで、うちの方としまして、その後、議会でのそういうご質問も踏まえて、小樽警察署と公安委員会をお願いしてまいりました。

当市のそういう話から、たまたま道路幅員が同じだからと、そして優先道路が不明確だから付けるのだと、公安委員会としてはちょっと説得力に欠けるような内容かとは思いますが、交通安全行政をつかさどる者としては、向こうの言い分といいますか、付けるに当たっての抗弁がどういうことであろうとも、最終的に何とかそこについたと。今回の請願はたしか266名の署名があつての請願というふうに記憶してございますが、その人が安心して交差点を利用できるという状態になったわけですので、いろいろと過去のいきさつはございますけれども、結果的にはよかったというふうに私自身は考えております。ちょっと答弁にはなっていないかと思っておりますけれども。

**前田委員**

それで、ちょっと確認したいのですけれども、同一の道幅ということは、公安委員会の方の見解というのか、そういうことなのですね。

**(市民)交通安全対策課長**

そのとおりでございます。

**前田委員**

さきほどの質問に戻ると、市内に幾つあるかわからないということもございますけれども、それはそれとしても、今後、市民から同様、同種の要望が公安委員会に寄せられた場合に、公安委員会が見解を出しているわけですから、積極的に市民の相談に乗ってあげていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

**(市民)交通安全対策課長**

今回、そういうようなことで言われましたので、委員がおっしゃるとおり、また同様の要望が出た場合には、公

安委員会に強く要請してまいりたいというふうに考えております。

**前田委員**

**廃棄物焼却施設における公害防止条件の数値について**

ちょっと質問を変えます。

環境部ですが、北しりべし広域処理連合うんぬんのところで、事務状況の報告がありましたけれども、これは、簡単なことだったらここで質問をしてもいいのですが、簡単ですが。

(「内容にもよりますが」と呼ぶ者あり。)

先日いただいている資料の関連で、ここをずっと読んでいったら、今回の処理場のダイオキシン関係は、地域住民がすごく心配しているところなのです。それで、ずっと読んでいきますと、ダイオキシンという文言が何か所か出てきています。この公害防止条件等ということで、別紙の1の(3)に基準値と計画値があって、排ガスだとか排水、騒音、振動、臭気、溶融などがあります。肝心の排ガスだとか排水の関係の基準値と計画値のダイオキシンの数字が、これは同じなのでしょう。排ガスの基準値が0.1以下、計画値も0.1以下と、排水も基準値で10以下、計画値で10以下と、全部、この基準値と同じということは法定数値というか、そういうことなのでしょう。

私は、たしか第1回北しりべしの議会の一般質問の中で、こういう項目についても答弁していただきたいということで、数字のことにしても、たしか再質問までして言ったような気がするのです。そのときは、残念ながら数字としては示されなかったわけです。でも、ここに来てこうやって資料が出てきて示されているのですけれども、法定数値と計画値が同一の数字ということになると、小樽市もそうですし、連合議会もそうですが、努力数値というか、目標というのとは全然ここに反映されていないというか、出ていないのですよ。

この辺はどうなのかと思って、やはり一番知りたいところなので、この考え方について、とりあえずそこまで。

**環境部次長**

確かに、これを見ますと、基準値と計画値が同じで努力をしていないのではないかと、そういうふうと言われるかも知れませんが、計画値そのものの中身は、例えば立上がりあるいは稼働時間中、そういったこともいっさい含めて、当然この基準値をクリアしなければならない。つまり、基準値以下であらねばならないということでございます。私どもとしては、こういうことで一定の計画値を示しておりますけれども、各メーカーにおきましては、当然更に低い値ということで計画をされてくる、こういったふうにご理解をしております。

それから、もう一つありましたのは、この基準値ですが、これは公害防止条件ですから、基本はあくまでもその基準値を下回ることに、基準値は当然順守されなければならない、あるいは、それよりもっと下に行った数字でございます。ただ、その具体的な数字はどこに置いたらいいのかということになりますと、それはやはり、現在の公害防止条件上のいろいろな技術的な問題もございまして、当然こういったような値にさせていただいたと。ですから、ここにありますから、このとおりの数字だということではなくて、当然これよりも下回る数値、こういったことになるといふふうにご理解願いたいと思います。

**前田委員**

この計画値は当然示されていますけれども、この計画値そのものを法定基準値と同じにするのではなくて、とりあえず第1弾に示すものは、やはりそれなりに、今技術的にできるものの近くに置くということが必要ではないかと思うのです。この辺はどうなのですか。その考え方は全然なかったのか、あったのか、その辺もちょっとお聞かせください。

**環境部次長**

当然、そのあたりも技術等検討委員会の中では、もちろんいろいろ議論されているというふうに私どもは聞いております。ただ、私どもは、もちろんそういった意図を含めておりますけれども、基本的に、今示すべき計画値については、基準値という数字を示すということではじゅうぶんではないか、こういう技術等検討委員会での結論にな

ったというふうに聞いております。ですから、私どもの方で、例えば、この10分の1以下を示すとか、5分の1以下を示すとか、100分の1を示すということまで今ここでは求めるべきではない、そういう基本的な考え方です。

**前田委員**

それで、7メーカーと言いましたか、法定の基準値を超えるメーカーなんて恐らくないのだからと思います、そういう商品というのは売れないのだから。法定基準となったら、いわば、日本にあるメーカーなのか、世界にあるメーカーなのかわかりませんが、ほとんどのメーカーがとりあえずこれに合致するのではないですか。やはり、ある程度絞って厳しいものにしていくと、ふるいにかげられることになるわけだから、この辺の考え方はあったのか、なかったのか、ちょっとお聞かせください。

**環境部長**

実際に発注する段階になったとき、まず、ダイオキシンの数値というのは、実際に各メーカーは、基準値は0.1ですけれども、実際につくられるときは、0.05とか、それ以下のものがつくられているということが現実にあります。それで、基準値が従前から相当低くなっている、厳しくなっているということもあわせて、計画値はあくまでもその数値として、設計値というのですか、実際に設計するとき、その数値を0.1以下に設定することで足りるのではないかと、こういうことが技術等検討委員会の中で議論されていると。ですから、当初、公害の内容の数値については、まず計画値でいいのではないかとということがお話しされて、こういうふうになったというふうに聞いております。

**前田委員**

この問題は別な委員会もありますから深くはしませんけれども、ちょっとお聞きしたいのですが、現在稼働しているというか、使用されている全国の同種の焼却施設のもので、計画値というより、実施の現在の数値ですが、ダイオキシンに関する排ガスとか排水でけっこうですから、一番厳しいと言われている数値はどこのどういう数字なのですか。

**環境部長**

どこのメーカーというか。

**前田委員**

メーカーではなくて、どこの都市の、どういうところで使っている。

**環境部長**

いろいろあると思うのですけれども、私の知っている範囲内では、たしか0.05だったというふうには記憶しています。これは、今調べてみないとちょっとわかりませんが、記憶違いでなければ、たしか0.01というのもあったような気がしますが、はっきり記憶があるのは0.05という形になっているものがだいたい一般的というか、多いというふうには感じています。

**前田委員**

この質問はこれで終わりますけれども、0.05か0.01と。0.05にしておきましょう。やはり地域住民というか、我々もそうですけれども、小樽市民というの、せつかくつくっていただく新しい施設ですから、当然、今あるものより更にいいものを、安全なものをつくっていただきたいという考え方なのです。もちろん桃内地域の住民も、そういった数字を示していただけるものであれば、理解度も深まるのではないかなというふうに思います。そういったことで、この問題はこれでやめます。

部長、最後のことで、どうですか。そういう考え方があるのかないとか、ないというのなら、ないと言ってください。

**環境部長**

地域住民の方とは、処分場のときから全部含めて、そういう公害の数値というのは、従前の決められた数値より

も更にもうちょっと厳しく設定しているということがございます。ですから、まず、委員がおっしゃったように、我々も公害等々にじゅうぶん配慮して、この施設については環境に優しい施設ということを最重点にしているということもありますので、その数値については、地域住民の方とじゅうぶんに話し合いをしています。

また、今回の防止条件等々の数値についても、さきほど言いました処分場等々の中の数値は、厳しい数値を当てはめながらやっています。

それから、ダイオキシンについては、0.1というのは基準値ですけれども、このものについては、桃内の役員の方々にもある程度説明をしまして、実質的には、さきほど言った実際の設計値については、これ以上にもっと厳しい数値にするということもお話ししていますので、そこら辺についてはじゅうぶん理解をいただいていると。今後も含めて、この基準値といえますか、公害の数値については、地域住民と話をして、監視といえますか、そういうものを進めていく、こういう形になるのだろうと思います。

**前田委員**

この問題はこれで終わります。

**精神障害者とほかの障害者の区分について**

次に、予算特別委員会の最後の質問者は私だったのですけれども、そのときの質問のときは大きな部屋でしたし、耳が悪いものでよく聞き取れなかったのです。それから、ちょっと質問しそびれたところもちょっとありますので、質問をしたいと思います。

この障害者の区分について、精神障害者とほかの障害者との大きな違いというか、区分、この辺について、もう一度お聞かせください。

**(保健所) 保健課長**

障害者ですけれども、障害者基本法の第2条でもって区分をしております。それで、手帳の区分のことですけれども、1級から3級まであります。

**委員長**

済みませんが、聞こえないと言っているから、もうちょっと大きい声で言ってください。

**(保健所) 保健課長**

精神障害者の手帳のことですけれども、3級の区分になっております。それで、1級は、精神障害のため日常生活が不能な状態ということ、2級に関しては、精神障害のため日常生活が著しい制限を受ける状態、3級になりますと、精神障害のため日常生活や社会生活が制限を受ける状態、そういう3種類で区分をされております。

**前田委員**

聞いていることとちょっとずれているかなと思って聞いていました。

そういう答弁をいただきましたが、1級、2級、3級というのがあるのは先日も聞きました。その状況というか、区分けがよく聞こえませんでしたけれども、ただいまもよくわかりませんでした。

それで、書いてあるものを読んでいると、1級、2級、3級まではわかったのだけれども、重度という言葉もあるのです。これは、1級、2級、3級のほかにそういう人がいるということなのですか、どうなのですか。

**(保健所) 保健課長**

精神障害者の精神保健福祉手帳に関しては、重度という言葉はないです。1級から3級までという区分です。

**前田委員**

わかりました。

それで、保健所長にも予算委員会でお聞きしましたが、よくわからなかったのです。そこで、申しわけございませんけれども、医学的見地からもう一度お聞かせいただきたいと思います。

**保健所長**

前回の説明は、知的障害、身体障害、精神障害と、三つの障害区分でとらえたときに、知的障害、身体障害は、一生そういうハンディを持っている、ハンディキャップがあると。精神障害の方は、やはり慢性の疾病としてとらえる。ですから、治療によってどんどんよくなる。要するに、体の方で言えば慢性疾患ということで、基本的にそこが違うということで説明しました。

ただ、障害者としては一つの集団としてとらえるべきだというのが国の姿勢なのですけれども、医学的にはそういう違いがあるのだということで説明しました。

**前田委員**

知的の方は一生だというふうに聞こえましたし、精神の方は一時的だということは、回復することもあるということなのですか。

**保健所長**

そういうことです。例えば、幾つかの疾患はありますけれども、それは、今の医学でもかなり脳の関係は治るとか、そういうことはありえると思います。ただ、すべてが治るという意味ではないです。しかし、知的障害、身体障害の方は、そういう種類のものではなく、一生ハンディを背負います。精神障害者の方は、治療によっていくらかでも治る部分もありうるという違いがある。でも、ある一つの時点でとらえたときに、障害があるという意味では、同じようにハンディキャップを持った集団であるということと言えます。治るかどうかという意味ではそういうことです。

**前田委員**

手帳のことも聞きましたが、もう一度、重複するかもしれませんが、手帳の効力についてです。国や道のことは省略されてもけっこうですけれども、本市の場合は、この手帳についての、行政サービスに関連してどうなっているのか、ちょっとお聞かせください。

**(保健所)保健課長**

手帳で受けられるサービスの種類ということでお答えしたいと思います。

所得税とか住民税の減免、それから、文化施設の利用料の減免、生活保護の障害加算のときに使える。あとは、マル優の適用という形のもの、それから、生活福祉資金の貸付けのときにそれを提示することによってサービスが受けられます。

それから、道、全国も含めてですけれども、そこそこによって上乘せしているサービスもあろうかと思いますが、詳細についてはちょっと今把握しておりません。

**前田委員**

最後の言葉はよく意味がわかりませんでした。他都市の状況ということで、前回、たしか質問はしたのです。そうしたら、ちょっと調べてなかったというようなニュアンスの答弁だったかなと思います。あれから時間がたっていますけれども、道内の状況や他都市の状況はどうですか。

**(保健所)保健課長**

道内のことですが、例えば、札幌であれば交通費の助成で無料になっているところが道内では1か所ありました。そのほかのサービスは、国で決められた量のサービスしか受けられていない状況という把握でした。

**前田委員**

小樽市の場合はどうだとさきほど聞いたら、何件かありましたけれども、ほとんど他力本願的なサービスというのが、直接的なものは何らないようにも聞こえました。

それで、保健所長も今お話ししておりましたが、知的は一生だ、精神は一時的なものになる可能性もあるということですが、その一時的の間はそういう障害を持った状況にあるわけですから、やはりその辺を少し是正し

ていただけないものかというのが私の言わんとする趣旨でございます。この辺の考え方というのは、今後どうなのですか、展望は開けていけるのですか、どうなのですか。

**保健所長**

精神とか知的の問題は非常に難しい問題があって、時代とともに法律が変わってきます。展望としては、今、委員がおっしゃったように、ハンディを持った一つの集団として同じようにどんどんサポートしていかなければならないというのが基本的な考えであるのは間違いないのですけれども、そういった中で、どのように行政が支えていくか、国や地域が支えていくかというのが今後の課題だと思うのです。ですから、いろいろな面でサポートしなければならないというのは、理屈の上でそれは正しいと思うのですけれども、いろいろ問題があったら、こちらでも国なり道の方にはそういう対応をいたしていく、要望していくことは必要だと思っています。

**前田委員**

国、道に要望をしていくのももちろん大切ですが、本市の行政サービスの部分で展望が開けていくのかということをお聞きしたのです。あるのか、ないのかも含めて、その辺の決意をお聞かせください。

**保健所長**

個人的にはそのような決意はあります。それ以上のことは、ちょっと私では。

**前田委員**

難しい話をするつもりもありませんが、身体障害者福祉法でもそうですし、知的障害者福祉法でもそうですし、今、私が質問している精神障害者福祉法でもそうですけれども、この法の第1条の総則の法の目的というのは、3者同一文と言ってもいいほどの文言で固められてうたわれているわけです。

しかし、入口はそうであっても、出口のところの現場になってくると大変な格差があって、先日の答弁の中でもありましたように、1人当たりの予算が、精神の方は1万円、身体障害者の方は160万円と言っていましたか、小樽市においてもそのぐらい差が生じているのですということを私はお聞きしたと思うのです。そういったことで、今後に向けて、ぜひ是正をしていただければありがたいなと。今すぐいきなりと言ってもいろいろと予算が伴いますから、来年度以降の予算について、ぜひ保健所の方からも市長サイドの方に申し入れていただきたいな、このようをお願いをさせていただきますして、質問を終わります。

以上です。

**委員長**

それでは、自民党の質疑を終結して、市民クラブに移します。

---

**斉藤（裕）委員**

**精神障害と知的障害、身体障害の違いについて**

事前に通告はしていなかったのですけれども、今の前田委員の質問に関連しまして、ちょっと保健所長の今のご答弁で、精神障害者における環境又は認識について、私はちょっと疑問に思った点がありますので、お尋ねしたいわけです。

まず、精神障害者の方たちが、あたかも一時的な疾病のような印象を受ける答弁だったのです。私は、医療行為によって改善の兆しや効果が見られる障害であると、これは思いますけれども、一時的な、又は改善が進んで、長い時間をかければ精神障害がなくなるごとく聞こえたのです。私は、そうではないと思いますし、私の周りにおられる精神障害を持たれている方も、急性期のときは大変な状態ですし、安定期のときはやはり我々と同じで、これを繰り返していますね。そして、入院されている方たちというのは、全国的に30万人もおられるわけです。

私は、一時的な障害であるということは、どうも少し違うのではないかと。ドクターに対して失礼なのですから、違うのではないかと思うのですけれども、その辺は率直にいかがですか。

### 保健所長

今、委員がおっしゃるとおりなのです。その表現として一時的と言ったのは、医学的に今後改善されていく、又は、ものによってはなかなか難しいと。それは、身体的な障害、肝機能障害だとかといったものも、現時点では障害であっても、一時的なものもあればそうでないものもあるという意味で僕は一時的という言葉を使ったと思いますけれども、そう簡単に治るとか、そういうことではないという意味ではそのとおりです。しかし、ほかの知的障害、身体障害と違って、医学的な手段で、それが、今後、数年又は十数年かかって治るかどうかということでは、ちょっと次元の違うものだと表現したかったのです。そういうことです。

### 斉藤（裕）委員

いわゆる服薬というのですか、薬の開発によって随分改善が見られるということも、家族会の皆さん、また当事者の皆さんからも聞いておりますし、我々素人でもわかるような簡単な説明書というのですか、そういうものを拝見していると、やはり情報伝達物質というのですか、その関係でいろいろな研究がなされて、新薬も開発されていると。

しかし、残念ながら、高齢の家族にとっては、私たちが読むとしてもちょっと骨の折れるいろいろ難しい名前の薬がだっと書かれているわけです。そういうものに対する説明といいますが、薬に対する説明は、もちろん病院内ではやられていると思いますが、保健所としても、当事者はもちろん、家族会に対してもそういう薬の知識、相談、こういうものが必要ではないかと思うのです。

今まで、私は保健所に対しては、精神障害の皆さんの体制づくり、まず、人手を増やしましょう、こういう主張を繰り返しておりましたけれども、最近、次の段階として、家族会に対する薬の勉強、わかりやすく薬を教えて差し上げるといことも必要ではないかと思っているのです。つまり、家族会へのサポート体制ですね、この辺についてはどうお考えですか。

### 保健所長

スタッフが少ないかどうかという問題は別にして、来年4月からは精神保健担当の保健師を1人足して、できれば保健師も入れたチームとしてやりたいのです。今のところ、一応、チームとして展開をしよう。そういった中で、委員が今おっしゃった薬の問題ですが、これは非常にいいアドバイスで、そういった部分も含めて、やれる限りやろうとは思っています。一応、そういう体制を考えています。

### 斉藤（裕）委員

よろしく願いいたします。

### 移動障害者施策について

障害者の方たちの関係で、一般質問の中で、視覚障害者の方が事故に遭われた、側溝に落ちてしまったという話をしました。これを質問させていただきました。

最終的に、市長に対する訴えは、この事故を機に、移動障害を持たれている方たちと同じテーブルに着いて、そして話し合いをしていったらどうですかと。答弁では、昔はやっていたのだけれども、しばらくやっていなかったというような答弁でありました。

そこで、それに関連して何点かお尋ねをしたいと思うのです。

車いすの皆さんとか、身体障害をお持ちの皆さん又は視覚障害をお持ちの皆さん、寝たきりの方もそうですけれども、移動はしたい。例えば、買物をしたい、散歩に行きたい。しかし、現実的には、ボランティア団体をお願いして、有料ボランティアも無料ボランティアもありますけれども、多くの人の力を借りて移動する、こういうこともあります。それはとても大変なことです。その中で安全が確保されているか、小樽のまち、道、まち並みは安全が確保されているのかということをもう一回考えてみたい、こう思うのです。

私も、実は、移動障害という考え方又は移動障害者の方たちが持つ交通権、交通する権利ということについて、

知ってはいましたけれども、今回の事故がなければしみじみと考えてはいなかったということを反省しています。ですから、横断的な行政対応が必要な分野だと思います。例えば、道路だったら土木部ですね。交通安全なら市民部ですね。そして、障害者の方たちに対する各種のサービスというのは、福祉部になってしまうわけです。これら、本当に横断的に3者が連携をとりながらやらなければきっと実現しないと思うのです。

そこで、まず最初にお尋ねしますけれども、交通安全の立場で、障害者の方たちの交通権について、今までどう認識されていたのか、取り組まれてきたのか。取り組んでいないというのも一つの答えでしようけれども、現状を説明していただきたいと思います。

**(市民)交通安全対策課長**

今、委員の言われた取組でございますけれども、視覚障害者の場合は、正式名称は視覚障害者音響付加装置と言いますが、通常はメロディー信号、ピヨピヨとかカッコウとか音楽が流れます。これは、市の方からこちら辺に必要であるということで要望する場合もございますし、視覚障害者団体の方から要望の形で上がってくるものもございます。そういうことで、今日現在、小樽市内の19か所にこの信号機を設置済みでございます。あと1か所、年内に中央通の市民センター、ちょうどあそこは明治眼科のあそこの交差点のところにも年内に付加装置が2基付くということ警察から連絡を受けてございます。

あとは、身体障害者又は高齢者の方々に、道路横断のときに、手押しの信号機がございますが、それ以外に、ボタンを押していただきますと、通常30秒で横断できるのが40秒長くなると、そういう弱者感応式の押しボタンというものがございます。これにつきましては、駅前日専連ビルの押しボタンのところと、それから新光の教習所の前、もう1か所は築港駅前、この3か所にこれを設置してございます。

強いて取組と言え、今説明させていただいたこの2点しかやっていないというのが実態でございます。

**斉藤(裕)委員**

今、視覚障害者の方のお話が出ましたけれども、歩道橋の階段の下の安全対策というのはどう考えられていますか。道路管理者ということになると土木部になってしまいますけれども、交通安全として何か考えられたり、苦情とか要望は来ていませんか。

**(市民)交通安全対策課長**

以前、歩道の下部分は視覚障害者には危険だということで、何とか対応策をとれないのかというお話がうちの交通安全対策課にあったということは聞いてございます。ただ、これは、委員が今おっしゃるとおり、歩道橋自体は道路管理者が設置するものでございますので、当然、国、道、それから市にも歩道橋がございますので、ここの道路管理者も含めて、その下の部分の危険防止については、検討していかなければならないのかなというふうに考えてございます。

それにつきまして、立体横断施設の在り方自体を見直すワーキンググループということで、今年11月末に、開発局の方で1回目の検討会議を開催いたしました。その中で、当然、既存のものを残すのであれば、委員がおっしゃるとおり、歩道橋の下部分の危険防止策を当然検討していかなければならないという認識は持っております。私自身、そのメンバーになってございますので、今後、そのワーキンググループの中でそういう発言をさせていただきたいと考えております。

**斉藤(裕)委員**

よろしく願いいたします。

それこそ、残念ながら、歩道橋の下をバリケードで囲んで安全確保した他の市町村もたくさんあるのですけれども、心ない人たちによってごみステーションになってしまったと。ちょうどかごで囲ってあるものですから、いいようで、どんどん捨ててしまったという笑えない話もあります。小樽市としても、交通安全の立場から、やはり交通安全が主になって、交通障害をお持ちの方たちの声に耳を傾けるべきであろう、こう私は思います。

やはり、土木的な、道路管理者的なものになりますと、要するに構造物ですから、一度構築したものに対して、構造物をいじるということは、彼らは、非常に抵抗があるわけですね。しかも莫大な予算がかかるなんていうところに行ってしまうので、これはかなり折合いをつけてもらわなければならない、こう要請しておきます。

そこで、福祉部の方に尋ねますけれども、ただいまずっとお話をしております移動障害をお持ちの方たちに対する福祉部のメニューは、現在どういうものがありますか。

#### **（福祉）社会福祉課長**

移動障害をお持ちの障害者の方の支援策というか、支援事業ということでございます。

昨年の夏からスタートしておりますが、重度障害者の方の一部ですけれども、体幹障害とか下肢障害の1、2級の方で車いすを使っているような重度の方、そういう方には移動支援事業ということでリフトカーを使っているということがあります。

これは、さきほど実績をちょっと確かめましたら、今年度で200人ほどが使われています。ですから1日1人はまだいないのですけれども、徐々に使われてきているといいますか、浸透しつつあるということで考えております。

それから、これも障害者の方全員ではございませんけれども、重度障害者の方の一部といいますか、重度障害者の方には、市の単独事業として、福祉ハイヤーの助成ということで、公共交通機関を使えない方にいわゆるタクシーを使ってくださいということでチケットを差し上げております。

今考えられますのはこの二つでございまして、あとは、さきほどのお話にもありましたとおり、公共交通関係のバスとかJRとか、いわゆるその制度の中で障害者の方が使えるとか割引になるとか、そういうことはございますけれども、小樽市の事業ではありません。小樽市の事業ということからしますと、リフトカーと福祉ハイヤーということになるかというふうに考えております。

#### **斉藤（裕）委員**

冒頭に申し上げましたように、私も、交通権、移動障害についてがっちりとした取組を今までの議員活動の中でやってきたかという、反省点も多いわけです。ですから、だから皆さんが悪いなんていうことは申し上げません。

しかし、今の課長のご答弁によりますと、従来の、それこそ10年も20年も前の制度そのものなのです。移動に関して、JRだとか公共運賃だとか高速代だとか、そういうものの半額引ききであるとか、そういうものは、額こそ変わっているのかもしれないけれども、基本的な考え方は同じなわけです。

新たな発想で交通移動権を拡大しているという傾向にはないわけです。昔つくったものをそのまま引き継いでいるという制度にすぎないわけですから、この辺は、それこそ市単独のメニューということになるとなかなか難しいですけれども、取組をしていかなければならないと思うのです。

今、交通障害、特に高齢者の皆さんは、そういう障害手帳や何かを持っていない。ご自身は持っていませんけれども、病気、障害など、介助が必要となると重い障害をお持ちになった方をお身に抱える方だっておられるわけです。この方たちは、自分自身は制度を使えませんから、例えば通院であるとか、通院の補助、介助とか、入院しているところの通いであるとか、こういうケースに対する何らかの手を差し伸べるべきだと私は思います。

予算の伴うことですから、はい、そうですかと首を縦に振ることはなかなか難しいかもしれませんが、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。移動障害、交通権に関しては、土木部、福祉部、そして市民部が横断的な行政でテーブルに着いていただきたいと思います。

福祉部長、どうですか。

#### **福祉部長**

市長からお答え申し上げますけれども、しばらくやっていないということがございます。極力、早目に再

開して、今、交通権というような新しい言葉で表現されましたが、これからの問題は、関係部の中でできるだけ対応していきたいというふうに考えております。

**斉藤（裕）委員**

**一般廃棄物処理施設に関する問題について**

質問を変えます。焼却場に関係してです。

私の一般質問が終わった後に、私たちの控室の方に電話が入ったそうです。私はとっていませんけれども、こういう電話だったそうです。私が、今回の機種選定に関わる技術等検討委員会の委員メンバーの中に、メーカーとかプラントメーカーからの研究費等々の受託というのか、委託というのか、援助とか、それを受けている人はいますかという質問をしました。おりませんという回答でした。そうしましたら、具体的に何々さんとおっしゃっていました。私は裏づけをとっていないものですから、名前を控えますが、ある委員に、これまたメーカー名をちゃんと saying いたそうなんですけれども、メーカーから研究費が出ている、こういう情報がありますよと。そして、これはあるローカル月刊誌の何月号に詳しく載っているからご覧下さいという電話が入ったそうです。

私は、それを聞いたのがつい先日なものですから、調べることもちょっと時間的に無理だったのですけれども、確認しますが、答弁どおりでいいのですね。小樽市としては、全都清に問いかけたただけであって、自ら調べたということでしたのか。

**環境部次長**

委員からこういった質問があった中で、広域連合を通じて全都清に確認をしたということでの答弁だということでございます。ですから、今のお話は、実は全く私も初めてでございます。

**斉藤（裕）委員**

私たちのところには、何というのですか、情報提供といいますか、いろいろ連絡が来るのです。そのうち、当然、裏づけがとれたものしか話にはできないのです。とかくこういう話で、真っ向から議会答弁が違っているだなんていう指摘が来るということ自体、私たちはちょっと不安に感じるものですから、これは、しくみとしては、小樽市、広域連合、それとその先に全都清があって、そのまた先に技術等検討委員会と、スリークッション入っているわけです。だから、直接尋ねることができないわけです。こういうことがあるものですから、非常に議会でもやりづらい。

さきほど、前田委員の質問でダイオキシン基準がありましたね。ダイオキシン基準はそのとおりだと思うのです。例えば、国の定めた基準があって、発注者なのだから、又は小樽市として地元誘致をするのだから、より高いハードルを設けて、例えば1割カットするとか、もっと厳しくするとか、こういう議論が行われているのではないかと私は思います。それは、1割カットがいいのか、2割カットがいいかはわかりませんよ。でも、そういう傾向があったっていい、また、議論があったっていいと思うのですけれども、残念ながら、全都清の技術等検討委員会の2回、3回では、3回目は私は聞きました。さきほどの次長は、何か話があったごとく答弁されていましたが、残念ながら、それは少なくとも公開のところではやっていませんし、ダイオキシン基準の規制を、委員の人たちが議論していたという記憶はないのです。

ですから、次長は、広域から聞いた、また、その先の全都清から伝え聞きなのかもしれませんけれども、議論の形跡はなく、少なくとも私は聞いていません。議論されていたのは臭気の関係で、施設の建物があって、その建物から臭気、においが出る。この建物から出ているこの臭気は、ここで測定するのか、測定基準値がある、クリアしなければならぬ基準値があると。しかし、100メートル以上ある煙突のところでも同じ基準がかかる、これはおかしいのではないかと議論はしていました。けれども、ダイオキシン基準がどうだなんていう議論はしていませんでしたよ、3回目は。

そして、2回目の議論というのは、3回目の冒頭に、こういうことでいいですねと委員が言っていましたから、

私はそれを聞きましたので、2回目でやっていたことも知っていますよ。その中で、基準値を下げるだとか、そういう話はありません。これはおかしい、おかしいですよ。皆さんが言っているのと違うのです。そして、悲しいかな、前田質問で指摘されたものは、いくらここで指摘してももう終わっているのですよ、3回目で。後手後手に回りますでしょうと、私は今まで口を酢っぱくして言っていたけれども、今、前田委員の質問、指摘は、もう如実に事態を表していると思うのですよ。今ここで言っても、もう決まったことなのだから。

ですから、今まで、事前に母体としての小樽市の議論をすべきだと言ってきたのです。さきほどの技術等検討委員会の中でダイオキシンの排出基準に関して議論がなされたというご答弁はそのままいいですか。

#### 環境部長

我々が聞いている範囲では、ダイオキシンの数値については、やはり0.1ということでもいいのかどうか、実際にもっと厳しい数値を設ける必要があるのではないかということは、さきほど皆さんがおっしゃったようなことは、広域連合の中でも議論はして、委員会にお話をしているということは間違いありません。

ただ、それは、0.1を基準値にしたというのは、あくまでももうこれ以上高くするという業者はまずいないだろうと。0.1を今度は1にしてくるとか、そんな業者はまずいないだろうという考え方から、逆に、広域連合の基本コンセプトは環境に優しいと、そういうことをうたっていますので、まず、そこら辺の数値を各メーカーがどういうふうな形で出してくるのか。それから、さきほども言いましたけれども、設計値で実際の数値を出すという方法もあるだろう、こういうふうなことが議論されたというふうに私の方は聞いております。

それから、さきほどの一番最初のメンバーについて何かお電話があったということで、研究費が委員に出ているというお話ですけれども、その研究費というのはどういうことをおっしゃっているのか、今、委員からのお話ですから内容については承知していません。

ただ、さきほど言ったように、メーカーから直接そういうものがあるという委員はいないというふうには、全都清の調査ですけれども、そういうふうにお話は聞いています。

ただ、これは、大学ですから、大学の教授がいっぱいいますから、大学が何か講座を開くためにそういうものがあるということは聞いています。ですから、あるというのは、寄附講座というらしいのですね。これは大学の研究テーマというのですか、それに賛同して寄附をします。そして、それについては口も人も意見も出さないということで、大学の教授が純粋な研究をしてやるという話は聞いたことはありますけれども、恐らくそういうことを言うのかどうか、それは、あくまでも大学が寄附を受けてそういう講座を開く、こういう話は聞いたことはありますけれども、何度も言いますが、市長が答弁していた委託研究等で委員が支援を受けているといいますが、直接受けているとか、そういうことはないというふうには承知しています。

#### 斉藤（裕）委員

大学に対して寄附をするとかしないとか、私は今までで初めて聞きましたよ。そうしたら、私の質問が悪かったのですか。研究委託等とくくってしまったのですけれども、どんな形でメーカーからお金が流れているのかなんてわかりませんから、などというような質問にしてみました。結果的に大学に講座を開いて、そして、大学に1回予算が入って、その予算配分の中で自分が研究できれば同じことなのではないですか。私はそう思うのだけれども。

それは、事実関係を聞いているというからには事実があるということなのですね。それはどんな形なのですか。具体的に教えていただけますか。

#### 環境部長

私が聞いているところでは、北大のところそういう講座を設けて実際に研究をしている、こういう話です。委員は、間接的でも何にしても支援を受けているのではないかとおっしゃいますけれども、さきほど言ったように、寄附講座というのはどこの大学にもあるそうなのです、私も詳しくは知りませんが、そういうことがあって、そう

いう講座を開いて、そして、学者さんというか、学者さんという言い方がいいのか、教授の皆さんが一つのテーマで研究成果を発表する、こういうことをしているということは聞いたことはあります。

それで、なぜ私はこの話をしたかというのは、研究費が出ているという漠然とした言い方だったものですから、内容がわからないのでお答えできませんけれども、大学の中でそういう講座を開くということはあるというふうに聞いたということをお伝えします。

ですから、私の方は、その講座について、教授が参加しているとしても、これはあくまでも大学が研究している内容ですから、直接ご質問の趣旨には当たらないのだろうということでご答弁を市長からしていただいた、こういうことです。

**斉藤（裕）委員**

それでは、後ほど事実関係を教えてください、大学で寄附を受けてどんなことをやられていたのか。正しく、それは、寄附を、それこそ大学が代わって受けとって、その方たちの実際の研究費に使った、かわりのある研究に使ったということであれば、それは出元というのはわかるわけだから、その研究をやっている人は感謝しませんか。私なら感謝しますよ。一般的にそうではないですか。私が政党に寄附して、その支部に行くと。そして、支部の方は政治活動やられている。その人は出どころがわかれば、どうもありがとうございますと言いませんか、それ。そういう感謝の気持ちはありませんか。

**環境部長**

感謝の気持ちとして、それがし意的になるというのは、これはちょっと違うのではないかと思います。

何度も言いますが、寄附したところが、自分の提案した研究を学校にやってくれということではなくて、学校側がこういうテーマで研究をしたいと。通常、研究していくにはいろいろと資金等もかかりますから、そういう通常のもの以外に、特別に研究テーマを見つけてほしいということについて、講座を開くためには寄附をしよう。ですから、一般の寄附と同じ扱いです。それは、そういうふうに支援してくれるのだから、感謝の気持ちはあると思います。だからといって、それがし意的になるのだというような話には、またならないのではないかと思います。

そういうことであれば、間接的なものであれば、例えば大学教授というのは生徒がいっぱいいるわけですから、その生徒がどこかのメーカーにいて、そのメーカーの生徒と先生がちょくちょく会うということを出すと、これは問題だということにもなりかねないわけですから、そういうふうにもならないのだろうと。ですから、何度も言いますが、我々は、そういう講座に、もしそういう状況になれば、特に問題はないと。

それから、何回も言いますが、さきほど研究費が出ているということは、確認はとっていないということでしたけれども、実際にそういう状況があるのであれば、我々としても、指摘された内容を確認してみたいと思います。私の方からこういう言い方をするのがいいのかわかりませんが、ぜひ教えていただきたいと思っています。

**斉藤（裕）委員**

これは、物事のとらえ方の問題でしょうね。私は不自然だと言うし、部長の解釈と自分の解釈と、どちらが一般的かということ周りの人が判断すればいいことです。

ちょっとさきほど聞き落としたのですけれども、第5回、第6回の技術等検討委員会は何日で、どこでしたか。

**（環境）管理課長**

さきほど報告をさせていただきました第5回の委員会は1月25日でございます。第6回の部分はまだ未定でございますので、一応、第5回の委員会の日程を報告させていただきました。

**斉藤（裕）委員**

どこですか、場所を教えてください。

**(環境)管理課長**

東京の方でございます。

**斉藤(裕)委員**

私は、本当に皆さんの考え方がわからないのですね。1回目から5回目まで東京ですね。

**環境部長**

2回からです。

**斉藤(裕)委員**

2回からですか。1回はどこですか。

**環境部長**

小樽です。

**斉藤(裕)委員**

小樽でやって、そうしたら、第6回というのは小樽ですか。(「一応、今のところは、予定は、そういうふうになっています」と呼ぶ者あり。)

**(環境)管理課長**

今お話がありましたように、第6回目は小樽市開催を予定しているところでございます。

**斉藤(裕)委員**

ごめんなさい。おさらいですけれども、第1回はどこでやったのですか。

**(環境)管理課長**

小樽市でございます。

**斉藤(裕)委員**

そうしたら、もう第6回はやらざるをえないのでしょうか、小樽で。絶対、小樽なのでしょう、第6回というのは。

**(環境)管理課長**

開催の予定で、第6回は小樽市の予定をしているところでございます。

**斉藤(裕)委員**

いや、仕様書に書いてあるのだから、予定もくそも、小樽でしかできないのでしょうか。

**(環境)管理課長**

第6回は、小樽市開催ということになります。

**斉藤(裕)委員**

あいまいな、選択肢はないのです。仕様書には、小樽2回、そして東京4回と書いてあるのだから、1回目が東京だったら、6回目が小樽しかないのですよ。そうでしょう、自ら示した仕様書なのだから。

それで、おさらいになりますけれども、要綱が広域議会で示された日付けはいつですか。そして、あれは全会一致で可決したのですね、広域議会です。

**(環境)管理課長**

委員がおっしゃられました要綱というのは、技術等検討委員会の要綱でございますね。

これにつきましては、業務委託契約を8月5日にやってございます。この日付けのものの契約書に要綱が添付されておりまして、この部分で、甲、乙という中で、甲が北しりべし広域連合、乙が全都清ということで契約を結んでございまして、ここでの了承になろうかなと思ってございます。

**斉藤(裕)委員**

要綱については、そのとき、どんな議論あったのですか。広域連合長が全都清と契約を結びますね。結んだとき

に、要綱がセットでついてきて、それを一括で要綱をいいと言ったのですか。

**(環境)管理課長**

さきほども申し上げましたが、契約書に添付ということでございまして、その要綱の部分でいきますと、この要綱の施行自体は、8月8日という日付けになってございます。

**斉藤(裕)委員**

つまり、広域議会で、こういう要綱でやります、認めてくださいとかと出してきたというよりも、もう既に決まっていたのでしょうか、そうしたら。だって、契約は、8月5日の全都清の契約に準じて、セットで技術等検討委員会の要綱が認められるとしたら、後から議会に出してきたって、そんなものは、契約が終わったものの追認ということですね。そういうことでいいのですね。

**環境部次長**

そういう経過につきましては、再度、確認させてもらいたいと思いますけれども、ちょっと今、すぐに日付けのことは具体的に出ませんが、第1回の連合議会の中で広域連合の予算が可決されまして、それに基づきまして、全国都市清掃会議とか日本環境衛生センターなどの業務委託の契約を締結したと。そういったことの中で、この技術等検討委員会の要綱が、私たちとしては全都清に事務局を委託しているわけですから、そちらでつくられて、そして、9月10日に第1回の検討委員会がされ、その中で委員会の内容について確認をされた、こういったように私たちは理解しております。

**斉藤(裕)委員**

簡単に聞きます。追認だったのですか、我々広域議会は追認したということなのですか。だって、広域議会に示されたのは、第1回目は10月ですから、もう既に8月のときに、契約を結んだのは知っていますよ。要綱も施行されていたということでしょう。だから、議会に対して追認を頼んだということなのですか。認める、認めないではないでしょう。もう決まっていたのでしょうか。

**環境部次長**

もう一度、細部を確認して、その上で改めてまたご説明したいと思います。

**環境部長**

委託契約の仕様書の中でも技術等検討委員会をつくっていただく、こういう話になっていますので、8月の段階では、そういう技術等検討委員会の内容についても、広域連合と全都清の中でこういう内容でしますということについては、委託契約の内容の中でもう進めていますので、その結果を広域連合の議会の方にお知らせした、こういうことです。

**斉藤(裕)委員**

追認だったのですね。後から教えて、はいどうぞと言ったわけでしょう。こういうことがありますといっただけの行為でしょう。追認というのか、何というのか、広域連合の議会の採否というのは、採択、議決ですが、それは全く影響はなかったということです。たまたまみんな承認したけれども、その前にもう契約が終わってしまって、それが施行されていたということですね。

**環境部長**

趣旨がちょっとよくわからないのですけれども、広域連合の方に、6月の議会のときに、もう既に予算化して、この委託費の予算化をお願いして、承認、議決をいただいているのですよ。そして、その中で実際の委託契約を8月にしたということですから、大変申しわけないのですけれども、その追認というのがよくちょっとわかりません。

何度も言いますが、6月の議会の中で予算を計上して、その中に、当然、委託費も含めて予算を計上しまして、そして議決をいただいて、そして、その中で、今度、全都清と委託契約をしたということですから、そのと

きにも、全都清と契約をしたいということもちゃんとお話をさせていただいたというふうに連合の方でおっしゃっています。ですから、大変申しわけないのですけれども、追認という意味がわからないので、きちんとしたお答えになっているかどうかわかりませんが、我々環境部の方としてはそういう状況になっているのだろう、そういうふうには判断しています。

#### 斉藤（裕）委員

今までの議論の中で、広域連合と小樽市議会との関係が、実際には小樽市の職員が広域連合の事務に携わっているのだけれども、母体が違うから議論がしづらいという話をしていました。そして、この厚生委員会にも、あらかじめいろいろな資料を説明して、前に進めるという話も、委員長の裁きの下で確認されたわけですよ。

ところが、契約のための予算化は確かに出てきた。しかし、契約内容というのが出てきたのは後ではないですか。そして、今回、技術等検討委員会の詳しい内容が示されたのは10月です。後追いになっていますでしょう。そうしたら、何でそんな示す理由があったのか、必要があったのかとも思います。

ちょっとわかりづらい話になって、どんどん泥沼にはまっているような気がするのです。私が問題視しているのは、この技術等検討委員会が、市長答弁では、プラントメーカーの人から問合せがあった。「委員会の事務局である全都清に、プラントメーカー数社から、委員会開催日程や参加の可否も含めて問合せがあり、開催日などを回答した」、こうあるのです。これは、10月10日の開催日を教えたということになるのですね。第2回の技術等検討委員会の開催日時を教えたのです。

問合せする側、プラントメーカーは、どうして技術等検討委員会があるということを知ったのでしょうかね。技術等検討委員会をやるというのは、小樽市から全都清に向けて出された発注仕様書の最後の項目にしか書かれていないことなのです、そうですね。皆さんが、広域連合長の山田勝麿氏と全都清の篠木さんというのですか、そういう方の業務契約書があって、そこにこういうことをやりなさいという特記仕様書があったその8、一番最後に書かれたところに技術等検討委員会、仮称ですよ。これが契約時に結ばれています。

一方、この中では、業務上知りえた事実を漏らしてはいけないということも契約の条項の中に入っている。秘密の保持、第16条というところに書いています。なぜ、プラントメーカーは、技術等検討委員会がこの全都清の中に設けられるということを知ったのですか。

#### 環境部長

全都清と実際にそういう委託契約をして、その中で技術検討委員会等々をつくって、燃焼方式、機種等々のそういう議論をしていただきたいという話は、この小樽の議会の中でも、そういう方向でいるというお話はずっとさせていただいています。決して秘密にしていたわけではございません。それから、広域連合の中でも、全都清に技術等検討委員会をつくっていただいて、その中で議論していただくというお話はさせていただいています。

ですから、確かに、委託契約の中では秘密の保持という話があって、秘密については他人に漏らしてはならないとなりますけれども、技術等検討委員会をつくるということについては、何ら秘密ではないというふうに我々は認識しています。

ですから、実際にそういうものがあるというときに、メーカーさんなりほかの方がそういうものをやるのか、あるのか、やるのであればいつなのか、こういう問合せが来るのは、それについてお答えするということは、この委託契約上の条文には該当しないのだ、言ったからといって、その秘密を他人に漏らしているということには該当しないのだというふうには認識しております。

#### 斉藤（裕）委員

全く見解が違います。

なぜかという、技術等検討委員会は、この小樽市ではなくて、広域連合と全都清の間に交わされた契約の下に設置される委員会ですよ。つまり、業務そのものなのです。その業務そのものの内容を、発注者の承諾をとらない

でプラントメーカーに言っているのですか。そういうことは一般的にはありえないことです。設計委託のことを考えてみてください。設計委託して、どこに何ぼ建つのか、どんな形なのかと問合せをしたら、その設計屋さんがゼネコンに回答を漏らしますか。そういうことはできないことですよ。

これで、発注者たる広域連合の方に伺いをたてると。全都清が、実は何々という、これこれこういうプラントメーカーからこういう問合せがあったけれども、回答してよろしいか、よろしくないかという問合せがあったのなら別ですよ。

これは、数社のプラントメーカーから、いつ、どのように開催の問合せがあり、どう回答したのかということをしきりと整理してお示しいただきたいと思います。それは全都清がやっていることだからおれは関係ない、こういう話ではないですよ。普通はそういうことは認められないと思います。

#### **環境部長**

いつ問合せがあつてうんぬんというのは、我々も周知していませんから、これはちょっと整理させてもらいます。

ただ、技術等検討委員会は原則公開ですから、原則公開のものについて問合せが来たときに、いや、それは教えられませんという話にはならないのだろうと思います。それであれば、すべて技術等検討委員会も全く公開できない話になりますから。

だから、私の方としては、さきほど言ったように、広域連合なり、当時の環境部なりのいろいろな議論の中で技術等検討委員会をつくって、その中で議論していただくというお話をしていますから、つくることについては、正式には委託契約で決まりましたけれども、そういう方向性については何ら秘密にしているわけではないです。それについて問合せがあつて、それにお答えしたということについては、委託契約の違反にはならないというふうには私どもも認識しております。

#### **斉藤（裕）委員**

最後に聞きますけれども、原則公開だということを第三者が知りうるチャンスは、いつの時点から発生したのですか。想像でものを言うわけにはいきませんから、契約は8月5日です。施行は、つまり原則公開をうたった要綱というのは、8月8日付けになっています。8月8日以降、どうやって第三者が原則公開であることを知りえたのか、私は疑問ですね。私たちでさえ、原則公開というのは、紙に書いたものを目にしたのは後なので、

この点はお答えください。

#### **環境部長**

何度も申し上げますけれども、技術等検討委員会を開催するということについての議論というのは、ずっと以前からしているわけですから、それについて問合せがあつて、その中でお話をしたということは、当然知りえるのだろうと思うのです。ですから、それは、さきほど言ったように、実際に何日に問合せがあつて、何日に答えたかという話についてはちょっと調べますけれども、開催日を実際に決定したのは9月10日だったというふうに聞いていますが、開催場所が決まっていなくて、開催場所がたしか10月に入ってから決まったという話を聞いております。そういう中で、問合せがあつたときには、当然原則公開ですから、そういうお話も含めて答えたのだろうと思います。

ただ、何度も言いますけれども、何日に問合せが来てどうだという話は我々も承知していませんので、そこら辺はちょっと整理してみたいと思います。

#### **斉藤（裕）委員**

終わります。

#### **委員長**

だいぶ時間がたちましたので、暫時休憩したいと思います。

休憩 午後3時34分  
再開 午後4時00分

**委員長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
質疑を続行いたします。  
公明党。

-----  
**佐藤（幸）委員**

**請願第44号について**

請願第44号です。

これは、みんなちょっとおかしいと思うのです。第44号のところは、現場を見に行きましたね。それで、厳しいでしょうと。あそこをやるのなら、まだやるところはたくさんあるという話なので、もう一回、経過を教えてください。

**（市民）交通安全対策課長**

さきほどもご報告させていただきましたけれども、当初は、今、委員がおっしゃるとおり、公安委員会では非常に難しいという見解を示されましたので、うちの方としましては、それに代わる安全策として、さきほどご報告させてもらいましたように、交差点の警戒標識、ドット線、それから注意看板、市の設置したものと望洋台町会で設置した注意看板がございますが、そこら辺を設置して、今、市ができる限りの安全策を講じたわけでございます。

ただ、それ以降、1年経過しまして、その中で、さきほどもご説明させていただきましたが、昨年3定、4定では、委員の皆様にも現地立会をしていただきまして、現場でもご説明させていただいた経緯はございますけれども、請願者の方から、ドライバーのモラルが低くてなかなかそういう看板等では止まらない、車が止まってくれないということで、何とか公安委員会の規制の標識をつけてほしいということでした。委員会等でも委員の方からもご質問等がございまして、うちの方でその経緯について小樽警察署へ行って公安委員会にお願いしていたところでございます。

今回、道路幅が9.6掛ける9.4と、どちらを優先道路としていいのかわからないので、そこに標識をつけることによって優先道路をはっきりさせるのだということで設置となったわけでございます。さきほどもちょっと答弁の中で言わせていただきましたように、なかなかそれだけでは説得力に欠けるかなという気では私はおりますけれども、これは、私たちが決めることではなくて、公安委員会の決定でございますので、さきほども申しましたように、付くことは地域住民の安全が確保されるという観点では、結果的にはいい結果に終わったなというふうに自分なりに解釈してございます。

**佐藤（幸）委員**

できるということではなくて、できましたという話ですから、もうできてしまったのですね。それは、3定のときはわかっていなかったのですか。

**（市民）交通安全対策課長**

3定の時点では、まだ設置予定とかということはございません。何もそういう話はございませんでした。今月に入りましてから、公安委員会の方で、再度、現場立会した中で、さきほど言いましたような判断から年内に設置をするということで、小樽警察署を通じてうちの方にはその旨の連絡があったということでございます。

**佐藤（幸）委員**

議会をばかにした話だし、課長も大変ですよ。

そういう意味では、多分、こういう話なのでしょう。いわゆる悪代官の公安委員会が、小樽市の意見や議会の意見は聞きませんと、8時45分になって、葵の印ろうを出したら、はい、わかりましたと聞いたということでしょう。こういうばかみたいな話です。それでは、公安委員会に葵の印ろうを四つが五つぐらい持っていきますかという話ですよ。陳情第90号も葵の印ろうを出せば通るのではないですか。第90号についてはどう思いますか。

#### **(市民)交通安全対策課長**

今の委員のご指摘でございますが、ここも警察の方から事前に話がありまして、たまたま町会の方で、新光の南町会と東町会ですけれども、今陳情が出ている前の、新光十字街のバス停がございます。バス停からずっと柂里を通って小樽方向にバスが走るのですが、そのちょうど新光十字街のバス停を出発してすぐの左折の角、ここに地元町会で安全施設を付けてほしいという要望がございまして、その部分については既に小樽警察署と公安委員会をお願いしている部分がございます。

その絡みがありまして、この陳情の場所は、ここから50メートルか60メートルぐらいとすぐ近いのです。それで、警察では、この前、先にそういう要望があるので、そちらの方も検討をしてからこちらの方という話もしておりました。今、委員のおっしゃるとおり、また50か60で、近くて難しいというのも、いや、いいですということになるかもわかりませんが、そういうことでは、私本人は、こういう交通安全に來ましてけっこうな年数がたちますが、最近の公安委員会の判断は、なかなか理解できない部分がございます。

ただ、さきほど言いましたように、公安委員会の決定は、地元住民にすれば、それはけっこうなことですので、交通安全を遂行する立場の者とすれば、理由はともあれ、どんどんそういう安全施設ができることについては、いいことかというふうには考えてございます。

#### **佐藤(幸)委員**

議会で、整合性の問題はあるのではないかと、こういう話をされたということは理解しておいてください。

#### **精神障害者福祉について**

今日は、精神障害者の部分がずいぶん出てきているので、私もついでにします。

請願が国会に出されまして、自民党が紹介議員になっていまして、それで、国土交通省に2001年6月8日に付託されております。6月29日に採択しています。請願の趣旨は、16万人が精神障害者保健手帳の交付を受けている、けれども、ほかの障害者と十数年の遅れがある、これをやはり同じ範囲にしてくださいということです。それから、JRを含む旅行会社に対して、やはり、知的障害者、身体障害者と同じ扱いをしてください、こういう請願がありました。それで、採択されましたから、請願の処理としましては、運賃の割引については基本的に交通事業者の実質的な判断にかかわる問題であるが、請願の趣旨については交通事業者に周知してまいりたい、こういう回答が出ました。

これは、交通事業者に周知されているのでしょうか。

#### **保健所次長**

ただいまの昨年6月の国会で請願が採択されたことを受けまして、国の方も、そういった交通事業者に精神障害者の方々への運賃割引制度の適用をするようにということで、その辺の周知をしなければならないということになりました。私どもで確認いたしましたけれども、これは、今年の2月に、例えばバス事業者に対しては、国土交通省の自動車交通局長名で、社団法人日本バス協会に、採択された請願の趣旨を酌んで各事業者に周知されるようという通知が出ておりますことは承知しております。

#### **佐藤(幸)委員**

これは、さきほどから議論していますけれども、精神障害者も、バスの割引あるいは無料化をお願いしたいということで、このところは遅れていますね。本来であれば、法律で決めればいいのです。けれども、このように周

知するというやり方はどうなのかという感じがします。

小樽市として、中央バスに働きかけたことはありますか。

#### **保健所次長**

このように、国から各交通事業者に対しまして、障害者という観点で精神障害者の方にもこのような運賃割引制度を適用した事業をやってほしいということが出ていますので、小樽であれば、北海道中央バスが市内のバス事業を運営されているということがありますので、事業者であります中央バスの方に私の方からお話はさせていただきます。

さきほど言いました適用するよという国からの通知は、小樽事業部の方もじゅうぶん承知しているということとはわかりました。

#### **佐藤（幸）委員**

障害者の方にとっては、これが二転三転しているのです。初めは無料で乗っていた、その次は有料になった、それで、また無料になって、また有料になってと、ぐるぐる変わっているのですね。札幌と函館は無料ですね。それで、中央バスの本社がある小樽がなぜ無料にできないのか。札幌の中央バスは無料ですね。こここのところは、ちょっとどうなのでしょう。

#### **保健所次長**

函館の部分は私も承知しておりませんが、札幌市の場合は、独自に札幌市自ら交通事業を営んでいるという市バス、地下鉄等といった部分で、利用者の多くがそういった市の交通事業を利用するという部分もあって、今年からですが、精神に関しては、1級、2級については、交通乗車証を発行してそういう支援をします。それから、3級については半額助成ということで、そういう対応をしているというふうにお聞きしております。

#### **佐藤（幸）委員**

少なくとも知的障害者と同じレベルまで、当初はいわゆる半額でもしかたないかもしれませんが。半額にでもしてくれるように、やはり強くお願いすべきだ、そういうふうに思いますが、いかがですか。

#### **保健所次長**

さきほどもいろいろご質問がありまして、保健所長からもお答えしておりますけれども、基本的には、こういった障害という形の上では、やはり同じハンディを持つ方々ということで、こういう方々の社会復帰と自立、そういう目的が達成されるためには、こういった交通機関の割引制度によって利用されるというのが望ましいということもあります。今後、私の方でも、市内につきましては中央バスですが、こういったところにお話をしてみたい、これからもお話をしていく、そういうふうに思っています。

#### **佐藤（幸）委員**

あと、取りまとめ、4時半までに終われと吹田さんに怒られていますからね。

#### **国民健康保険について**

国保の件ですけれども、収納率の問題と、それから今年の見通しです。また、対策をどのようにするか、その辺をちょっとお知らせ願いたいと思います。

#### **（市民）和泉主幹**

今年の見通しですけれども、まだ半年ということで大きな差は出てきておりませんが、徴収に携わっている職員の意見等を聞きますと、昨年まで完納していた世帯の中で、今年は徴収が無理になったとか、いろいろなマイナスの情報を得ております。

私どもは、ペナルティーの問題もありますし、何とかこれをクリアしていきたいというふうに思っております。先日、助役を筆頭にした収納率向上特別対策班を立ち上げて、昨年までは交渉が非常に難しい世帯を対象にしておりましたが、今年は、6か月証を中心に、半分以上納めておりますが、75%まで行っていないような方たち

を主として特別対策班で取り上げながら、いま一步のご協力をお願いしたいというふうに考えています。

また、昨年まで特別対策班が当たってありました交渉困難な世帯につきましては、直接、内容が詳しいことでできる我々のところが主力を挙げて頑張っ、何とかペナルティーを本年並みにしたいというふうに考えております。以上、厳しい状況ではございます。

それから、具体的な見通しですけれども、今年は、もしかしたら90を割るのかなというふうに思っております。ただ、それは何とか避けたいものだ。どんな方法があるのか、まだ、実は軽減対象になるような方でもなっていない者などを洗ったり、いろいろな形で分母の問題、分子の問題、それから、ずっとこの間、話しておりますが、個々の事情をよくお聞きしまして、収納協力いただける方、いただけるはずなのに協力的ではない方をそれぞれ分けながら、具体的な収納を上げていきたいというふうに努力したいと思っております。

#### **佐藤（幸）委員**

実は、資格証が交付されてから、いわゆる収納率が上がったのではないかとと思うのですが、交付前と交付後で収納率の違いはありますか。

#### **（市民）和泉主幹**

平成12年度と平成13年度の比較では、平成13年度が若干下がっております。全体としては、リストラとかいろいろな情報を聞いている中では、現年ペナルティーにかかわる一般現年度分ですが、おおよそ横ばいで来れたのは、収納率は数字上で下がっておりますけれども、押し下げる部分をとどめたというふうに感じております。

実際に資格証、短期証を交付している中で、つい最近の3か月証のものについて言わせていただきますと、1,032のうちから本証に変わった分、これは79ございます。それから、6か月証に変わったものも61、これも2か月の中でありまして、なかなか改善というところまでいくほどではありません。けれども、見直しがちょうど12月になるので、悪くなっている部分はありませんが、この期間の中だけでも改善されたものは、6か月証、3か月証、資格証を合わせまして339、全体の資格証、3か月証、6か月証の1,800の中で339、18%ほどが証としてはランクを上げているという流れです。ただ、これがちょうど12月の見直しの中で、また下のランクに下がってくるものも現れてくるかと思っておりますが、効果を上げさせていただいているものはあるというふうには思っております。

#### **佐藤（幸）委員**

余り効果はなかったようですが、不景気の分がどうなっているか、プラス・マイナスゼロぐらいなのか。

それで、滞納者で滞納金額というのは、最高でどのぐらいあるのですか。

#### **（市民）和泉主幹**

最高限度額が59万円ですので、それが12年度、13年度で残っている方がございます。ですから、現年度ですと14万ぐらい残っている方もございます。

#### **佐藤（幸）委員**

私の知合いの中では、健康だから保険なんか要らないと言う人がいますから、それは取捨選択があるのかなとは思いますが、こういう自由な世界ですから、どうしても。（発言する者あり）

うるさい。しゃべるんじゃない。

委員長、質問中です。

#### **委員長**

静かにしてください、質問中ですよ。

#### **佐藤（幸）委員**

私が質問しているのに、ちょっと行儀が悪くてね。

そういう意味ではいろいろな人がいます。ですから、そういう中で、いわゆる収納率を上げるということは大変なことだと思っております。

ですから、一人一人の方にはやはり気を遣いながら、無礼なことも言えないし、けれども、向こうの方から会いたくないという人もいますから、そういうものを含めて、また、そういう人も、いざ入院になったら私のところに駆け込んで来て何とかしてくれと言う人も何人かいます。そういう中では、やはり、チームをつくってもっともっと頑張っていっていただきたい、そう思います。

以上です。

**委員長**

公明党の質疑を終結いたしまして、民主党・市民連合に移します。

**佐藤（次）委員**

今日はいいです。質問はありません。

**委員長**

それでは、以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時21分

再開 午後5時15分

**委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

**中島委員**

日本共産党を代表して、請願第55号、陳情第90号ないし第93号、第96号は採択、継続審査中の請願、陳情についてはすべて採択を求めて討論します。

詳しくは本会議で述べますが、障害者福祉サービスは、これまで措置制度の下で国と自治体が直接的な責任を負って提供してきました。それが、来年度からは、介護保険と同様に、障害者本人が利用したいサービスを決め、自らサービス事業者を選んで契約する支援費制度に大きく変わります。

しかし、現段階では、すべての障害者への周知徹底はふじゅうぶんなままであり、利用できるサービス供給体制の著しい貧困状態、利用者負担増や施設収入の激減など、不安要素が強くなっています。

請願第55号の願意は、これらの事態を懸念し、市に改善、充実を求めるものであり、ぜひ採択してこたえていく内容です。

陳情5件中3件は、乳幼児医療の無料化拡大と医療費助成の償還払い実施方についてです。

福祉部長は、「たとえ北海道が無料化を1歳拡大しても、小樽市は拡大しない」とまことに冷たい答弁をしています。これは、本会議市長答弁では、「北海道の拡大という話は聞いておりません。そういうことであれば、その時点で考えていきたいと思えます」、こう答えているのですから、大幅後退です。市長は、実施しないとは一言も答弁していません。就学までの乳幼児医療費無料化は、少子化対策の重要施策であります。福祉部長は、拡大にこそ努力すべきではありませんか。

他会派の皆さんには、ぜひとも陳情趣旨にこたえられるよう訴えます。

また、銭函サービスセンターにおける同制度の医療費助成の償還払扱いは、4月から実施すると原課が答弁しているのに、採択に賛成されず、継続を主張される皆さんは、その理由をぜひともお聞かせください。

継続審査中の案件については、この議会もあと1回で終わります。市民から負託された請願・陳情ですから、態度決定して採択すべきものは採択し、市民にこたえるべきではないでしょうか。

各会派の皆さんのご賛同を訴えて、討論とします。

**委員長**

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。  
まず、請願第14号、陳情第68号について、一括採決いたします。  
いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**委員長**

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第55号、陳情第70号、第72号、第86号、第87号、第90号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**委員長**

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号、第91号ないし第93号、第96号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**委員長**

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第44号について、採決いたします。

可決と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**委員長**

異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。